

# JASTPRO 473

一般財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

2018-05

## 今月号の内容

- 記事1. ◇連載◇ 貿易の実務と理論(38) ..... 1  
早稲田大学名誉教授 椿 弘次
- 記事2. 第32回国連CEFACTフォーラム報告 ..... 10
- 記事3. 第24回国連CEFACT総会報告 ..... 23
- 記事4. AFACT第36回フォーラム・総会報告 ..... 29
- 記事5. 平成29年度JASTPROセミナーの様様  
平成30年度JASTPROセミナー開催のご案内 ..... 34
- 記事6. 国連CEFACTからのお知らせ ..... 38
- 記事7. 国連CEFACT Blockchain Conference/Workshopでの  
Travel/Tourism Domainの報告から ..... 39  
NPO法人観光情報流通機構 専務理事 鈴木 耀夫

＝JASTPRO広報誌電子版のご案内＝

裏表紙にJASTPRO広報誌電子版のご案内を掲載しておりますので、ご参照下さい。

## ◇連載◇

## 記事1. 貿易の実務と理論(38)

早稲田大学名誉教授 椿 弘次

## はじめに

前号に引き続き、主としてFOB条件による日本の輸入取引を念頭に、航海傭船契約と売買契約の関連を検討してゆきたい。FOB条件による日本の輸出取引で、傭船契約を前提にする例は多くないと思われるから、このように限定することをご理解願いたい。コンテナ船や航空機による運送を前提とした貿易取引とは、運送品の種類、取引規模がかなり異なり、大型の不定期船(tramp, tramper、すなわち放浪者を意味する)による運送で、バラ荷(cargo in bulk, break bulk cargo)を取引対象とする国際売買契約における運送実務を引き続き取り上げる<sup>1</sup>。

工場設備などの大型商品の場合(重量物船、長尺物船を利用)、FOB site条件もあった。Incotermsには見られない条件で、プラント輸出で海外の工場・事業所へ大型機械・設備を持ち込むときに使用された。その意義については、持込み渡し系の特殊な条件であることを当事者間で事前に確かめておく必要がある<sup>2</sup>。

前号で、大手石油探掘会社の場合を除いて、資源産業の企業が海運子会社をもって、CIF、CFR系の売買をすることは稀なように述べた。鉄鋼石探掘・販売大手のブラジルの資源会社、Vale社が自社船の外に多数の傭船を用いて販売活動をしていることが分かった。その例を除き、穀物、石炭などを自社船や自社傭船で売り込む例はほとんどないようである。したがって、不定期海上運送サービスを利用する非コンテナ貨物の売買条件は、FOB、FASのいずれかが中心になるとみて良いだろう。自動車(完成車)専用船の場合には、専用埠頭における仕切りから考えてFAS条件の売買が多いと思われる<sup>3</sup>。

不定期船の種類・サイズについては、(公財)日本海事広報協会編・発行『日本の海運2017-2018』2017年、雑誌『海運』各月号、shipphoto.exblog.jpのカテゴリー「bulker」等のグラビアを参照されたい。荷役の現状および埠頭設備を具体的に想像でき、本文の説明を理解するに資するだろう。また、それにより、船腹利用の効率から満船積み(full and down)を航海傭船契約の原則とすることから、売買取引量も自ずととても大量になることも理解できる。さらに、特定の種類の貨物専用の不定期船(原油タンカー、穀物専用船、鉍石、石炭の専用船LNG船など)の船型から見て、この種の船舶は相当に大型で、化成品や冷凍食品を運ぶ船舶を除いて、数万トンから10数万トン以上に及ぶ大型船であることが容易に理解できる。したがって、そのような大量の国際商品を取引する企業も大企業であり、運送航路もその種の商品の保管・荷役などに適した設備を整えた港湾間に限られることも明らかである。工業港が、自ずと運送の終に位置している<sup>4</sup>。

1 日本の輸出入商品の構造については、『国勢図会』各年版第24章「日本の貿易」、後出の『日本の海運』pp.12-13を参照されたい。また、輸入者が日本企業で、原油、鉄鉍石などの小数例を除いて、FOB条件が主流の貿易条件になった歴史的背景については、前号の前半を参照されたい。

2 本稿では、紙幅の都合もあり取り上げないが、事業契約型のプラント取引に関する文献には、これを簡単に説明するものがあるので、高柳一男編『国際プロジェクト契約ハンドブック』有斐閣、1987年、第一章に委ねたい。

3 Royal-Dutch Shell, Exxon-Mobil, Vale, BHP-Billiton, NYK, Wallenius Wilhelmsen Logistics, Cargill, Louis Dreyfus, GlencoreなどのHPを当たって得た印象でもある。

4 最近の手頃な写真として、日本経済新聞5月14日付け朝刊、5ページの液化天然ガスの輸入基地を参照されたい。BrazilのVale社のHPを閲覧すれば、鉄鉍石の機械荷役に関する動画を見ることもでき、航海傭船契約における機械化荷役の実情の一端が良く判る。

大量かつ特定の一種の運送品に特化した船舶を用いる一方、航海傭船サービスは商品市況ならびに運賃市場の変動の影響を受けやすい。このため、現物単航 (spot) の契約の外に、連続航海傭船契約、数量運送契約 (Volume Contract) との間で選択する途が、荷主である傭船者には開かれている。この他に、荷主傭船者が子会社ないし関係会社を支配し、その会社が運航する船舶を連続航海傭船する、あるいは定期傭船する方途もある。本稿では航海傭船に絞って検討する。

また、定期船サービスに先立って発達していた歴史的背景もあって<sup>5</sup>、傭船契約の交渉では、固有の取引用語、契約書式などが使用される専門特殊性から、傭船荷主が運送人と直接に交渉することは少なく、荷主と運送人がそれぞれ仲介人 (chartering broker) を介して交渉するのが普通である。仲介手数料 (brokerage) は、運賃の1~2%の範囲内に収まっている<sup>6</sup>。日本では、輸入数量にもよるが、輸入契約を商社の業務部が問屋的に担当し、ブローカーを介して、海運会社と交渉することが、依然として少なくない。その場合、一人の仲介人が交渉を媒介することもある。きわめて大量の輸入の場合 (例、食用の米国産大豆7万トン) をパナマ運河経由で、数社の実輸入者が共同で輸入する企画の場合、実需者である各荷主が、それぞれ担当商社 (窓口商社) を指定し、商社間で調整することもある。そのうちの一家が荷主代表 (旗振り商社) となって、売買、傭船の両契約の交渉の表に立って調整するのが、この場合において普通である。この商社が、売買代金および傭船料の支払と精算のためにも、輸出者に対して実輸入者に代わって行動する。鉄鋼メーカーの鉄鉱石、石炭の輸入の場合には、合併・統合の進んでいる今日では、このような輸入企画は稀であろう。

## 1. 航海傭船契約と国際売買契約 (穀物、鉱石、石炭、原油、LNG、自動車、鋼材など コンテナ貨物にならない商品の売買契約)

前述のとおり、このような業界の国際取引は、コンテナ貨物の取引と異なり、大手企業間取引が大半で、大型の専用船を用い、したがって、メイン・ルートは、大手企業の工場、専用埠頭間に形成されている。輸入基地で、小口に配分して卸売り、あるいは原素材の加工後の中間製品段階で卸販売することは盛んである。その場合には、内航海運又は近海航路における取引となる。例えば、化学半製品や石油製品の取引の場合、船型は数百トンから数千トン程度のもので使用されて、盛んに基幹港の輸入基地から供給されている。本稿では、外航船に的を絞り、それらについて触れないことにする。

航海傭船契約における運送人と荷送人など荷主関係者の責任・義務の分担の構造は、GENCONに典型的に表されている。Incoterms そのものは、売買当事者の義務の分担を仕切るが、具体的には、国際海上貨物運送については、GENCONが航海傭船契約の有力なモデルになり、より詳細に当事者の義務が配分され、規定されている<sup>7</sup>。

契約の中身は、voyageに関することと navigation and seamanship に関することに大きく分けることができる。航海傭船契約は、船腹 (shipping space) の提供を目的とし、その使用については傭船者が主導して決め、傭船者の指示に従い船舶は航海する (これは、典型的に voyage に関することである)。前者は、売買契約とより密接に関連する事項であり、後者は海技、操船 (seamanship) など技術専門的色彩が濃い事

5 GENCON 書式を推奨しているボルチック国際海運協議会 (BIMCO) について、URL、<https://www.bimco.org/> を閲覧すれば、帆船時代からの伝統を継承し、契約書式の制定、推奨など行う海運会社間の協議機関となっていることが分る。

6 谷本・宮脇、p.197。

7 その解説については、谷本・宮脇、第4章を参照。

項である。英語文献では、Scrutton, 第22版、Girvin, 第2版を特に参照する。国際売買については、BridgeのSale of Goods 第2版、Benjamin's Sale of Goods 第8版を本稿の作成において参照している(後掲の一覧参照)。

まず、国際売買契約の交渉を行いながら、他方で航海備船契約に関する情報を集め、「適船」の探索を進めなければならない。両者の間に大きな齟齬が生じないように、FOB輸入者は細心の注意を払うものである。航海備船契約が先行して契約の交渉が成立したが、売買契約の交渉が不調に終わり、航海備船契約を再交渉するか破棄せざるを得ないような状況に追いやられることは、最大限排除しなければならない。また、その逆も同様である。

不定期船市況の動向、輸入者が支配している船腹などによるが、先ずは売買契約の交渉を先行させるのが常道であろう。輸入者の工場等の操業度、資材の貯蔵施設の運用状況に注目しながら、輸入者は資材・原材料の調達について長期・短期の計画を練らる。その計画がある程度に熟してきたとき、航海備船契約の交渉の手はずを整え、仲介人に見積もり(予備的交渉)の依頼をすることになる。

国際売買契約上、FOB条件の輸入者が備船契約との関係において注目する事項は、本船名とその動静、運賃率、売買契約数量(主として重量)、船積時期、運送経路、商品の種類、運送書類と碇泊期間、荷役費用負担条件などである<sup>8</sup>。

## 2. FOB輸入者による「適船」の手配と本船名などを含む運送条件のFOB輸出者への通知

FOB輸入者は、Incoterms<sup>®</sup> 2010 FOB条件の規定に従い、運送契約を手配し(B3)、輸出者に十分な運送契約に関する通知を与えなければならない(B7)。具体的には、輸入者による運送契約の手配は、to name a suitable vesselとされ、輸出者に対する出荷指図は、to give the seller sufficient notice of the vessel name, loading point and, where necessary, the selected delivery time within the agreed periodと規定され、この2点の義務を輸入者は履行しなければならない。この二点を総体として、「適船の指定とその詳細の通知」に関するFOB輸入者の義務として説明され、また、そのように売買契約に規定されている。例えば、北米からの穀物の輸入に採用されることがあるNAEGA(North America Export Grain Association, Inc.)のFOB Export Contract U.S.A./Canada(2018)の第8条(Delivery)は、以下のように規定している。なお、この書式も、GAFTA Form No.119もともに、国連動産売買条約(CISG)の適用を排除し、かつ、Incotermsより詳細に売買契約条項を定めていることは、注目して良いだろう。したがって、専門的に学習するためには、これらの書式を読み解く必要がある。

FOB買主は、情報通信の授受時間に関する規則である本契約の第15条に従い、少なくとも本船の積込み準備完了予定日より最短---日の予告を売主が受け取れるよう、本船の指定についての通知("preadvice")を買主はすべきものとする---買主は、本船の荷役完了予定の変更があれば、売主に常時通知すべきものとする。---FOB売主は、その通知を受領した後、適用されるべきときは、---日を超えない相当期間内に船積の港及びバースを買主に通知するものとする。ただし、港名の通告について納期開始の8日前の、バース名の通告について納期開始の5日前の通告の義務がある場合は除く。

引渡は、---日から---までの間とし、その両日を含む期間内に、荷役パイプの吐き出しを出るときに行われた

8 GAFTA Form No.119(General Contract for Feedingstuffs In Bags or Bulk FOB Terms(2006)), North American Export Grain Association, Inc. FOB Export Contract U.S.A./Canada(2018)の条項を参照。

ものとし、買主の積込み準備が整っている数量まで引渡を行うものとする。

買主は、(GAFTA Formと同様に)代船指定を一回に限り認められる。

アメリカ型FOBでは、delivery periodと呼び、機械荷役を想定した用語 (elevator tariff, loading spoutなど) が使用されていることに注目したい<sup>9</sup>。

ここに言う、suitable (適当な) は、ready, willing to carry, able to load and carry the contact goodsと英語表記される事項を意味するとされる。これらの語句は、具体的には、GENCON Charter 書式第二部(Part II) 第一条に対応し、前記B7の規定する「十分な」を具体的に示す、第一部(Part I) すなわち後掲のBox Layoutの5, 7, 9, 10, 16欄に記入される本船名、載貨重量、船積準備完了予定日、船積地点、碇泊期間に関連する情報の通知を意味するものと解される (その他の航海備船書式においても同様の条項が掲げられており、この点では大差はない)。

それぞれの用語を簡潔に説明すると、以下のとおりである。

Readyは、荷役準備整頓 (あるいは完了) 通知と同様の意味であり、ableは、本船の堪航能力 (seaworthiness) および堪貨能力 (cargoworthiness) に通じ、国際海上物品運送法第5条の要件の充足と同等とみなしてよいだろう。willing to carry, able to load and carryは、契約品の船積および運送能力 (載荷スペースを含む) がある本船を意味する。具体的には、GENCON 第二部第2条 (船主責任約款) に規定されているように、「本船をあらゆる点で航海に堪える状態にし、かつ本船に乗組員を適切に配乗させ、装備を整え需品を供給すべき責任」を船主は負担すべきなのである。それに加えて、運送品を受け入れるに足る船腹を備えていることを意味する。穀物運送の場合には、燻蒸消毒され、害虫のいない船倉を備えていることを指し、さらに、適切な荷役設備を持ち、円滑な荷役が行えることを意味している。

また、able to load at the specified port (第10欄) は、第II部の基本合意に規定される本船の船積のための到着地点を意味し、その場所で本船が常時安全に浮揚し、積荷役が行えることを備船者は引き受けなければならないことに関連している (安全港担保義務)。同様のことは、荷揚港 (第11欄) についても、一応、適用がある。輸出者 (運送品の提供者) と輸入者 (備船者) が緊密に協力して港湾情報を集めて分析し、安全港・安全バースに関する運送人に対する担保義務を果たす必要がある。とりわけ、FOB輸入者が、備船者として海外の船積港の安全性に対する責任を運送人に対して負担するのが原則であるが、輸入者が船積港の安全性に関する詳細な情報を入手するためには、港湾情報を含む海事に関する国際電子情報が整備されているとはいえ、輸出者の売買契約上での協力は不可欠である。この安全港担保義務は、契約の条件 (condition) であり、その違反は契約解除権につながる性質のものである。

実際には、判例法上、「船積港の安全性の明示の担保義務」の成否は、“one safe port”として、一港のみが示された場合に成立し、備船者に積み揚げの港湾の指定を委ねる旨を一般的に定めているときは、明示の保証は成立せず黙示の保証に留まる。まして、備船契約の成約覚書に複数の港が指定されたときは、直ちにこの保証につながらず、運送人が安全性を自ら点検する十分な機会を与えられたものと解され、黙示の保証は成立せず、運送人が進んで備船者に当たり、備船者の確約 (undertaking) を得るべきであるというのが、判例法上確立している<sup>10</sup>。GENCON 第二部第1条においては、she may safely get and lie

9 GAFTA Contracts No.119 (前掲 注8参照) 第6条 (Period of Delivery) においても、この二点を一括して、Nomination of Vesselとして規定する。Schmittohoff, para.2-009 Nominating a suitable ship 以下の叙述も同様である。

10 ALC Ltd. v. Marine Pilot Ltd. (The Archimidis) [2008] EWCA Civ. 175; [2008] 1 Lloyd's Rep.597の判例批評である Robert Gay, *Safe port undertakings: named ports, agreed area and avoiding obvious dangers*, [2010] LMCLQ, pp.119-139, at p.121.

always afloatと「安全に」が明示されているので、船積港および荷揚港のそれぞれが一港のみ明示されているときは、一応、安全港担保義務を傭船者は運送人に負担していることになる。“NIPPONGRAIN” Charter Party 第II部第1条前文も同様であるが、“VOLCOA” Standard Volume Contract Affreightment (1982)を用いて、船積港あるいは荷揚港をそれぞれ複数で示すか範囲(range)で示されるときは、この義務の黙示的成立はやや難しいと思われる。

慎重な検討が必要な場合がある。傭船契約に基づき発行された船荷証券が、傭船者である輸入者により第三者に譲渡され、その所持人が揚げ地変更を運送人に請求する場合にも、傭船者にその担保義務が依然として残るか否かは疑問である。したがって、その請求に対し、運送人が船荷証券所持人に改めて明示的に保証を請求すべきだろう(安全港担保義務については、谷本・宮脇、pp.201-202も参照)。

### 3. 適船(a suitable vessel)の手配と国際売買契約の条件

航海傭船契約書式には、国際売買実務の時期や時間に関する事情から見て、注意すべき事項がある。コモン・ロー上、契約における時間に関する条件(期日、期限に関する条件)は、その違反が契約解除権を相手方に与えるという意味で、「条件=condition」とされ、日本法の確定期売買に類似の扱いになっていることは、前号でも言及したので、想起されたい。

この適船に関する十分な情報の通知は、FOB輸出者が負担する運送品の納期に見合った契約品の船積準備完了(cargo readiness)の義務と密接に関連するものである。一般に、cargo readinessとlaycanの時間的な整合問題として、売買当事者間の緊密な情報関係が重視される。この通知に基づく着船ならびに船積準備完了(N/R to load)通知と契約品の船積準備完了との間に、齟齬すなわちいずれか一方の遅延、ないし時期尚早があってはならない<sup>11</sup>。そうしたことを防止するため、売買当事者間には契約品の引渡しに関する相互協力義務がある<sup>12</sup>。

FOB買主が手配しようとする船舶が、傭船契約の交渉開始時に、売買契約に定める船積港に碇泊していることは稀で、成約覚書(Fixture Note)に「本船の動静」(position)として示され、その時点では遠く離れた港で空船状態で待機していたり、その前の航海に従事していることの方が多いた方が普通である。いずれにしても、そのような船舶を傭船契約の対象にすると、船積港に向けた予備航海(approach voyage)が必要になる。したがって、仮に、「適船」として選択され、傭船契約成約覚書が作成されるときは、通常のスピードで航海し船積港に到着する予定日を定め、その期日に船積港(または船積地)に到着不能と判断され、予定の碇泊期間内に荷役完了が見込まれないときは、傭船者には契約解除権が発生する。言い換えれば、契約航海開始以前から、事情により傭船契約の運命が左右される。その契約解除権が行使可能となる日を解約日と定める(cancelling date. GENCON 第II部第9条、表面 Box Layout 第21欄)。本船の船積港到着予定日、荷役準備完了通知、予定碇泊期間などと、売買契約上の納期との間にずれが生じないよう、FOB輸入者は、両契約間の調整に最善を尽くさなければならない。荷役準備完了通知後、輸出者の側に3日の遅れが生じたときは、傭船契約の存続は傭船者の裁量に待つ(at buyer's call)状態に置かれたものとする慣行があることについて、Tradax Export SA v. Italgrani di Francesco Ambrosio Sosimage SpA[1983] Com.L.R 116を参照されたい。GAFTA Form No.119(前出)第6条(Period of Delivery)も、

11 本船の到着遅延の結果生じる費用の負担と損傷などのリスクは、Incoterms® 2010 FOB条件、B5の規定により買主負担となる。

12 M.Bridge, *International Sale of Goods*, 2<sup>nd</sup> ed., Oxford U.P., para.3.02.

Delivery during-----at Buyer's callで始まっている。

この点に関連して、最近、日本の海運会社が目撃された不運な事故に伴う傭船契約の解約の事例を紹介したい。

傭船ブローカーを介して、「適船」を求めるとしても、前述のとおり、不定期船はtrampあるいはtramperと呼ばれ、運送品を求めて「放浪している」。傭船契約の当事者は、その契約のために予備航海に就航する準備をする時から、本体の傭船契約の履行に伴う、不幸な事故(例えば、船積港への到着予定日に事故のため到着不能あるいは深刻な遅延)の結果の負担を強いられることがある。その危険を運送人もしくは傭船者のいずれが負担すべきかの問題に直面する。次の事例は、これを典型的に例示するものである。

事例：CSSA Chartering and Shipping Services SA v. Mitsui OSK Lines Ltd. (The "Pacific Voyager")、[2018]1 Lloyd's Rep.57(QBD, Comm Ct)

#### 事実の概要

船主のMOLと傭船者CSSA Chartering and Shipping Services SA間で、Rotterdam・極東間の航海傭船契約が、2015年1月5日に、Shellvoy 5 formを用いて締結された。本船は、VLCC(超大型原油タンカー)であったが、成約覚書作成時点では、その前の傭船契約に基づき積荷を運送中だった。その傭船契約によれば、エジプトで積荷の一部をまもなく荷揚げする予定で、その後、Alexandriaで一部の積荷を積み込み、さらにAntiferに向け航行し、Le Havreで最終荷揚げを行うはずだった。大西洋に出て、最終の荷揚げは、フランスのLe Havre港の予定だった<sup>13</sup>。

2015年1月12日に、スエズ運河を通航中に、本船は、運河内の水没物体に接触し損傷を蒙った。その結果、積荷を荷揚げして、修繕のためにドック入りをしなければならなくなった。そうでなければ、積荷を積載して航海することは困難であった。ただし、その事故に関して、本船、船主のいずれにも過失はなく、事故を相当に防止できたはずであるとの意見(suggestion)は出ていなかった。すなわち、本船側に海技および操船上の過失は認められなかった。

船主は、逐一、事態を傭船者に報告していた。2月4日に設定されていた解約日の23時59分に、2月8日に本船は、Cadizで函ドック入りし、修繕に着手する見込みとなり、修繕に数か月を要する予定だった。

2月6日に、傭船者は傭船契約を解約し、その後、損害賠償請求を提起した。賠償額は、US\$1,202,812.50で合意した。Shellvoy 5の関連条項には、以下のものが含まれていた。

#### 第3条

"3 Subject to the provisions of this charter the vessel shall perform her services with utmost dispatch and shall proceed to [Rotterdam]...and there ---load a full cargo---."

(本傭船契約の規定に従い、本船は極力迅速に航行し、ロッテルダムに向け航行し、そこで満船貨物を船積するものとする)

#### 第11条

"11. Should the vessel not be ready to load by [23.59 on 4 February 2015]charterer shall have

13 MOLのHPによれば、現在(180516閲覧)、この本船は運航されていない。本件の対象であるShellvoy 5 Formではないが、Shellvoy 6 Form(2005年)が、(社)日本海運集会所編『新訂 対訳航海傭船契約書式集 II [タンカー用書式]』(財)近藤記念海事財団、2011年に収録されているので、参照されたい。

the option of terminating this charter--”

(2015年2月4日午後23時59分までに船積準備完了にならなければ、備船者は本備船契約を解除する選択権を有する)

Shellvoy 5の印刷書式の記入欄に、“Position/Readiness”の2項目が掲げられ、うち一つは“Now”(現在の位置)、他の一つは、“Expected ready to load”(積み込み準備完了予定日)であった。これに代わって、本件の場合には、航海の完了に関する見込みの時系列(timetable)が、以下のように記載されていた。

現在位置：2015年1月9日、Ain Sukhna港に到着予定で、そこで積荷の一部を荷揚予定

運河通航：2015年1月10日、スエズ運河通航予定

再積み込み：2015年1月12日、Sidi Kerir港で予定

荷揚：2015年1月25日、Antifer港で、荷揚予定

ただし、上記は、好天ですべてが順調に推移するならばという前提(ALL ABOVE BSS IAGW/WP, BSS=basis, IAGW=if all going well, WP=weather permitting)。

備船者は、laycan欄には、船積港へ本船が到着する見込み時間を確認するものであり、解約日(the cancelling date)は、本船が準備航海(the approach voyage)を開始すべき日を示し、絶対的義務を船主に課すものであると文書により述べた(submitted)。船主側では、備船契約書が、船積港に付記してETAとあれば、船積準備完了(N/R)予定日に本船が船積港に到着することがほぼ確実となるよう、その日までに準備航海を開始する絶対的義務を負担するものであることを承認したことになる。しかしながら、本件の場合、そのような見込み日に関する表示がなく、したがって、そのような黙示に相当する義務は負担されていない。その結果、解約日までに船積港に本船が到着すると相当に(reasonably)期待できる日までに準備航海を開始する然るべき努力(due diligence)を尽くす黙示の義務のみが、船主に課されていたということである。

判決：合意された損害賠償額を船主は備船者に支払うべきである。

理由：本件の航海備船契約においては、他の条項に照らして決せられる相当の時期(at a reasonable time)に予備航海を開始すべき義務が運送人に課されている。その義務は、厳格に履行されるべき性質の義務で、運送人は予備(preliminary)航海ないし準備(approach)航海に速やかに就航しなかったと判断されるので、その違反が認められる。中間の複数の寄港港への到着予定日を参照して、「速やかに」の文言が判断されるべきである。とりわけ、直前の航海における最終の荷揚港に本船が到着したときに示された船積港への到着予定日が重要な意味を持つ。すなわち、1月25日Antifer港に本船が到着したときに示された、船積港への到着予定日の通知が重要である。

航海備船契約において、船主(運送人)が船積港に本船を向かわせる義務に関して、改めて重要な留意事項を提起する判例と思われる。航海備船契約においては、船積港に向け相当の速力(with all convenient speed or utmost dispatch)で航行し、本船の荷役が可能になると見込まれる期日(a date)を通知すべき義務が運送人に課される。それは船主が負担すべき絶対的義務であり、荷役準備完了の見込み期日の前後に本船が船積港に到着することが相当確実と思われる期日までに準備航海を開始<sup>14</sup>する絶対

14 Maledelanto Compania Niviera SA v. Bergbau-Handel GmbH (The Mihalis Angelos [1971] 1 Q.B. 164 (CA) ,197.



的義務が船主に課される。これに対する免責事由は、準備航海開始後に生じる場合に適用される<sup>15</sup>。

下記注15のMonroe Brothers Ltd.事件では、運送人が、準備航海期間の途中に、「中間の航海備船契約」(intermediate charter)を入れ、その履行のために、本件の契約における船積港到着が遅延した。その原因は、中間港における気候条件の悪化であった。運送人は、約定の備船運賃の残額の支払を請求し、備船者はこれに抗弁して、本件の契約における荷揚港への到着遅延に基づく荷揚経費の騰貴分の支払いを運送人に請求した。

航海備船契約の準備航海途上に、中間の航海備船契約を入れることはあるが、本件の備船契約に免責事由として悪天候が挙げられている場合で、中間の航海備船契約における遅延が悪天候であれば、運送人は免責されるか否かが争点であった。控訴院の判決は、備船者勝訴とした。準備航海の途中に別の航海備船契約を入れたことが、相当の理由と誠実さ(reasonable grounds and honesty)をもって遵守すべき「荷役準備完了予定日」に反する遅延を招いたと判断された。すなわち、航海備船契約においては、「荷役準備完了日」の通知とその遵守が絶対的で、準備航海を途中で差しはさんだために遅延が生じたときは、備船者の解約権の行使および損害賠償請求権を妨げないとの厳格な原則をコモン・ローは堅守している。

「本船の到着予定日の20日前に、船主は本船を指定すべき」と定め、本船が指定され通知されてから20日を経過する前であったが、備船者が船積港を指定するのが本船到着予定日4日前であった事案において、本船到着予定日に本船が到着しなかったため、船積港指定がやや遅かったことよりも、本船の船積港到着予定日の順守がなかったことを理由に、運送人が敗訴した例として、Mitsui OSK Lines Ltd. v. Garnac Grain Co. Inc. (The Myrtos) [1984] 2 Lloyd's Rep.449事件がある。左程に、航海備船契約において指定の船積港への本船の到着予定日(ETA)の通知は重視される。

今日では、航海の迅速性が高まり、商品市況や需給状況にもよるが、時間的に運送計画が緻密に作成される時代であり、長途の準備航海途上に、別の航海備船契約を差しはさむことは、関係者の同意を得るなどの慎重さが求められるだろう。この点は、GENCON 第II部第2条では、やや曖昧な文言で規定されているように思われる。すなわち、船主責任約款は、積み込まれる運送品の保管、引渡を中心に規定し、堪航能力および堪貨能力の担保義務を念頭に規定している。しかし、契約した運送品を積載していない状況下にある準備航海については、船積港への迅速航行義務以外に、詳しく規定することはなく、コモン・ロー上の原則に従い、船積港への到着予定日、荷役準備完了通知期日を充足できないことの範疇内のこととして厳格に対処すべきものとしているように思われる。このような事案では、船主が船体保険とともに運賃保険を手配して危険に対応すべきものと思われる。

## おわりに

航海備船契約において検討すべき課題は、以上の他にも、安全港・安全バース、碇泊期間の確定と滞船料、備船契約の下で発行される船荷証券と備船契約の関係、積み揚げの荷役費用負担の特約など、少なくない。紙幅と時間の制約もあり、次回に取り上げたい。

主として運送法に関する商法改正案が、去る5月18日に国会で承認され成立した。改正法の第748条以下に「航海備船」に関する規定が設けられている。しかし、国際的な備船契約実務は、標準的な英文契約書に基づいて規律されているので、商法改正により大きく変わることはない。したがって、残された課題についても、この後に掲げる英文の主要文献を中心に検討したい。

15 Monroe Brothers Ltd. v. Ryan [1935] 2 KB 28 (CA); (1935) 51 Ll.L.Rep179.

主要参考文献

- 谷本裕範・宮脇亮次『備船契約の実務的解説』成山堂書店、2018年(本文中では、谷本・宮脇として引用)
- 中村眞澄監訳『備船契約の法理』成文堂、1986年
- J. Cooke et al., *Voyage Charters*, Lloyd's of London Press, 1993
- Sir B. Edler et al., *Scrutton on Charterparties and Bills of Lading*, 125<sup>th</sup> Anniversary Edition (22<sup>nd</sup> ed.), Sweet & Maxwell, 2011
- S. Girvin, *Carriage of Goods by Sea*, 2d ed., Oxford U.P., 2011
- P. Panayides, *Principles of Chartering*, CreateSpace Ind. Pub. Platform, 2016
- C. Murray et al., *Schmitthoff The Law and Practice of International Trade*, 12<sup>th</sup> ed., Sweet & Maxwell, 2012(本文中では、Schmitthoffとして引用)
- M. Bridge, *International Sale of Goods*, 2d ed., Oxford U.P., 2007
- M. Bridge et al., *Benjamin's Sale of Goods*, 8<sup>th</sup> ed., Sweet & Maxwell, 2010
- GENCON 第I部 Box Layout

RECOMMENDED THE BALTIC AND INTERNATIONAL MARITIME COUNCIL UNIFORM GENERAL CHARTER (AS REVISED 1922, 1976 and 1994) (To be used for trades for which no specially approved form is in force) CODE NAME: "GENCON"	
1. Shipbroker	Part I
2. Place and date	
3. Owners/Place of business(CI.1)	4. Charterers/Place of business(CI.1)
5. Vessel's name (CI.1)	6. GT/NT(CI.1)
7. DWT all told on summer load line in metric tons (abt.)(CI.1)	8. Present position(CI.1)
9. Expected ready to load(abt.)(CI.1)	
10. Loading port or place(CI.1)	11. Discharging port or place(CI.1)
12. Cargo(also state quantity and margin in Owners' option, if agreed, if full and complete cargo not agreed state "part cargo"(CI.1)	
13. Freight rate(also state whether freight prepaid or payable on delivery)(CI.4)	14. Freight payment(state currency and method of payment, also beneficiary and bank account)(CI.4)
15. State if vesse's cargo handling gear shall not be used (CI.5)	16. Laytime(if separate laytime for load. and disch. is agreed, fill in a) and b). If total laytime for load. and disch., fill in c)only)(CI.6)
17. Shippers/Place of business (CI.6)	(a)Laytime for loading
18. Agents/loading)(CI.6)	(b)Laytime for discharging
19. Agents/(discharging)(CI.6)	(c)Total laytime for loading and discharging
20. Demurrage rate and manner payable/loading and discharging)(CI.7)	21. Cancelling date(CI.9)
	22. General Average to be adjusted at(CI.12)
23. Freight Tax(state if for the Owners' account)(CI.13(c))	24. Brokerage commission and to whom payable(CI.15)
25. Law and Arbitration(state 19(a), 19(b)or 19(c)of CI.19; if 19(c)agreed also state Place of Arbitration)(if not filled in 19 (a) shall apply)(CI.19)	
(a)State maximum amount for small claims/shortened arbitration(CI.19)	26. Additional clauses covering special provisions, if agreed
It is mutually agreed that this Contract shall be performed subject to the conditions contained in this Charter Party which shall include Part I as well as Part II. In the event of a conflict of conditions, the provisions of Part I shall prevail over those of Part II to the extent of such conflict.	
Signature(Owners)	Signature(Charterers)
Printed and sold by Fr. O. Knudtzon Bogtrykkeri AS, 61 Valtensbækvej, DK-2625 Valtensbæk, Telefax +45 43 66 07 08 by authority of The Baltic and International Maritime Council (BIMCO), Copenhagen	

以上

## 記事2. 第32回国連CEFACTフォーラム報告書

1. 日 時 2018年4月23日(月)～27日(金)

2. 場 所 ジュネーブ 国連欧州本部

### 3. 参加国

フランス、スイス、スペイン、イタリア、ベルギー、オランダ、UK、ウクライナ、ベラルーシ、スウェーデン、ルクセンブルグ、チェコ、ロシア、カザフスタン、アゼルバイジャン、ナイジェリア、モロッコ、セネガル、USA、カナダ、ブラジル、タイ、中国、インドネシア、日本、韓国、トルコ、イラン、シンガポール、インド、オーストラリア、スリランカ、マレーシア、AFAC(台湾) 33国と1組織  
 この他に国際機関ICC、WCO、WTO、IPP、UNCTADなどの機関。

### 4. 議事内容

フォーラムでは、ミニコンファレンス、PDA (Program Domain Area) ごとの会議が併行して進められる。最初に編集者が参加した内容、次に菅又氏の報告を紹介する。

#### <編集者の参加内容>

23日(月)

午前 初参加者歓迎フォーラム、フォーラムのスケジュール説明会

午後 Single Window Conference

(背景)

国連CEFACTはSWに関して過去15年に当たり多くの勧告を出してきた。この間関係者に多くの利益をもたらしてきたが、一方で複数の書類で重複入力が発生している。現状の検証のため、意見を聴取する。

(目的)

勧告34の修正の必要性の検証。

(議事)

冒頭挨拶で、CEFACT Vice-ChairのPrincesse Estelle Igwe氏(ナイジェリア)がアフリカではガーナがSWを導入しているがナイジェリアにはないことを紹介した。

Conferenceは一人10分程度の持ち時間で各国・各企業などのプレゼンターが報告を行い、参加者が質問・意見を言う。

キリギスの国連大使Daniar Mukashev氏がキリギスのSWを紹介した。技術的には先進地域に比べて初期か中期かも知れないが、ビジネスだけでなく政府も利益を受けている。Centerが中心となって外国貿易のSWを運営している。

スウェーデン税関のMats Wicktor氏はスウェーデンのNSWを使って「非物質化」されている事例を紹介した。New Technologyを使って時代にマッチしたものにしており、それぞれの業務でLicenseシステムで運営している。貿易だけでなくミュージカル(オーケストラの中古楽器・切符の販売、銀行融資)競馬等でもSWが用されている。

セネガルのIbrahima Diagne氏はセネガルのSWを説明した。1995年からSW導入検討を開始したが98年に一旦中止。2002年に再開。SWで時間が80%省力された。西アフリカ諸国で独自導入のSWの統一をセネガル主導で検討しているが、システムと言語の違いの障害があり、難しい状況である。

Conex社のKaye Cheri氏はドイツでの運用を紹介した。CommercialやDocument毎のシステムを「パイプライン形式」でつないでいる。正確な情報が迅速に伝達出来、データの変更にも対応している。

TDEF Consulting Tom Butterly氏はスペインのePhyto CertificateでのNJSW運用を紹介した。危険品輸送の取扱いについて陸上・海上輸送を含めて積取り、許可を電子化して欧州各国で共有しているが、書類の持参が法定されているトラックの運転手等は印刷した書類で持つことになることが報告された。

EECのAleksandr Sazonov氏は、イギリスがe-Physical Certificate(国と国とで電子交換で検疫)の利用国を増やしたい意向を紹介した。2020年にFinal Businessにするとのこと。

質問:台湾(AFACT)のDr.Evaが障害は何か?と聞いた。

意見:豪州の参加者から「買手売手のデータ交換は簡単だが、法律が違うため国と国とでは導入が難しくなる」と指摘があった。

Textile Exchange社のLee Tyler氏は中国のSWの利便性が説明された。

CITES社のMarkus Pikart氏はSWがiregal tradeの排除にも役立つこと、Digital Signatureの導入を受入の検討を始めたことが紹介された。

質問:Digital Signatureと言うが政府が導入を認めていない段階での導入は出来ないのではないかと(順序が違うのではないかと、というニュアンス)

回答:政府が認めても、languageの問題がある。ハイレベルでの国家間の合意が必要

#### Debate session

インド(Taseen Khan氏 CEFAC Vice chair)は「電子化で85%の業務が改善されるが、残りは難しいと言われている。法律を変えないとeData Exchangeの実践・拡大は難しいと、議論の口火を切った。

国連CEFACT Single WindowドメインコーディネーターのAleksandr Bondarenko氏の司会で議論が行われた。

24日(火)

終日 Traceability for sustainable Value Chains Conference

各々が15分程度のプレゼンテーションの後、参加者の質問・意見が展開された。

(背景)

5年前の4月24日、工場建物の崩壊で1,000人以上が亡くなった。安全性は過去に比べ向上しているものの、今でも600万人の労働者が危険な労働環境にさらされ、労働被害者の75%は女性である。

繊維業界はCO2の世界20%の発生源である。リサイクルも進んでいない。

一方世界で6千万人もの雇用を生んでおり、その75%は女性である。雇用を維持しながらも危険な状況を改善するため、透明性の強化等をExpertで話し合う必要がある。

(今回の会議の目的)

Expert間でのブレインストーミングを通じ、問題の発見と改善方法の実践例を知る。

オープニング挨拶

1. Olga Alaerova氏 UNECE

世界で大量に動く繊維製品取扱い業務の合理化・簡易化が出来れば、貿易費用と輸送時間の削減が可能。CEFACTの基準を議論して、この動きに貢献したい。

2. バングラデッシュの国連大使 HE.M.Shameem Ahsan氏

同国では1980年頃からtextileの輸出を始め、今では大きなポーションを占めている重要な産業。輸送に関しては全てのstake holderの利益を目的とした観点で改善を考える。

3. ITC 途上国の支援機関代表 Arancha Gonzalez氏

Sustainabilityは発展途上国にとって Local competitionと同じ意味だと思う。

3人とも議論に移る前に壇上から退出して会議には参加しませんでした。

(議論)

事務局 Maria Teresa Pisani氏とオランダの企業局 Frans Van Diepen氏からtextileは大量の生産・輸送・諸費用が発生し、Buyerの強い世界で、ゴミの処理問題が発生している一方、女性の雇用促進にも貢献している分野。国CEFACTは国連ECEと協業しながら、Food, Fishと共にTraceabilityに取り組んでいることが紹介された。

ITCのJoseph Wozniak氏が今後の進捗計画を報告。OECD Garment SectorではSupply chain(原材料・製品共)の充実を実施中であり、Traceabilityについては原料、生産、輸送、納品などの各部分で精度を高めていく、という報告があった。

政策評論家のDorothy Lovell氏は、Traceabilityの基準設置の論点について、情報伝達がChainになっている部分は精度が最弱点に合わされてしまう。かと言って基準が高すぎると維持にコストがかかる。TextileはVolumeが多いが生産者・購入者それぞれに規模が様々。透明性だけは出来るだけ維持すべき、と報告があった。

システム会社EURTEXのMauro Scalia氏が発展途上のアジアの国へのシステム導入の事例を報告した。カンボジアで「透明性Portal Public Report 制度」を導入したら、透明精度が飛躍的に上がった。

UNCTADのTeresa Moreira氏が、国連のSupply chainの勉強会に始まり70か国に9,000のプログラムを導入した実績が報告された。今後は関係者のコラボレーションがKeyになる(データの蓄積はあるが相互有効利用にまで至っていない)との意見だった。

質問:国連の銀行システムのプログラマーから「国連の勉強会があるのか」との質問に対し、CEFACT事務局から「正式なものはない」との回答。

意見:Traceabilityは原材料から始めるべきである。

システム会社ICTSD Judith Fesseraie氏から「大きな会社の基準を全体の基準にするのは疑問だが、誰が適正値を設定するのか。システム会社がイニシアティブをとれない」と報告された。

UNCTADからは、1999年からSustainable consumptionを取り上げており、交渉相手は主に国だが、ビジネス分野にも関わってきた活動が紹介された。

エチオピアからは、現状は人件費が安いため人手に頼って生産が行われているが、産業が発展していくに連れ、合理化を考えていかなければならないと報告された。

司会から、今までの総括として、自分はメーカーの出身だが、物流の位置・企業の規模によるシステムの規模によって透明性の扱いを変えるのが妥当。透明性のキーワードとなるのはOrganization, Location, Production, Document, Transportation などである。Supply chainのシステムは実際の商売に使われているので、同時並行でSustainabilityや透明性を改善していかなければならない。

CITES社のMarkus Pikart氏は「何がstandardなのかを決めてからでないとシステムが出来ない。Business Efficiencyがシステム開発のKey。Standardは進化するので、場合によってはIndependent chainが良い」と報告した。

主に食品を対象のシステム会社のSabria Frontini氏は、食品は生産管理の精度が他とは違うので独自のシステムチェックが必要なこと、Sustainabilityは関係者が現状を知ることから始まるので、経営にも役立つ手法であることが報告した。

規格認定機関Lee Tyler氏は、認定基準は法律・透明性、職場での偏りない議論などであると紹介した。

(意見) 演壇ではなく参加者席からベラルーシには16か国の規格統一された仕組みがあるが、国際基準と言っても組成が違う、という意見が出された。

(意見) ブラジルの税関からは「原産地によって税率が違うがシステムでの見分けは出来ると思うか」と問いかけがあり、出された意見の全部が完全には難しいだろうとなった。

しかしシステムへの入力は大きな抑止力になりうる、という意見が出された。

ここからの4名はtextile/ファッション業界の人のプレゼンテーション。

イタリアのCittadellarte Fashion社Paolo Naldini氏が販売に有効なロゴの紹介、また、イタリアの会社のファッション業界の規模を説明した。

イタリアのマーケティング会社Marchi&FildiのVittoria Marchi氏が、経営規模を示して「Sustainable」であることを強調した。

スウェーデンのネットワークコーディネーター Andrea Djurle氏が電子を使つての発注方法を説明した。

最後に欧州の広域販売メーカー WRAD社のMatteo Ward氏が、今後の販売戦略として「高校生のファッションの意識を変えると今後の販売実績があがる」と紹介。昔はTシャツを自分は何枚持っているか、すぐに言えたが、今は言えないほど、Tシャツ普及の販売戦略は成功した。これから購買力をつけていく高校生が新たな感覚を持てば、今とは別の市場が生まれる、と説明した。

25日(水)

終日 Transport & Logistic Domain

議論は各々が10分程度のプレゼンテーションの後、参加者の質問・意見が聴取された。

(議論)

UKのシステム会社からは、欧州各港、入出港の各船社が別々のPort Communicate Systemで動いている。Standardを示してコスト削減にすべき、との説明だった。

(意見)米国の港湾関係者から、米国各港のPort Operation委員会が年に3～4回開催されており、各社から副社長程度が参加する。この中でPort Dataの統一の議題はすぐに賛成されるがシステムの分野になるとさっぱり先に進まず、現状は統一は困難。

(意見)オペレーションごとに違う内容を統一する意味があるのか、という意見が出席者7～8人から出された。

船社系のNo commercial organizationからは14か国にデータ共有するSWのイメージを行っている活動が報告された。韓進海運が倒産した時にはコンテナの中身やリースコンテナの所在の解明に役立った。

事務局から他の機関の危険品取扱い基準を国連CEFACTの基準とすることが検討されている旨が報告された。

(意見)ダラスで3月中旬に行われた物流協議会での内容もCEFACT基準に盛り込めないか、という提案が出された。

(意見)折角作られた基準を守らせるためには、採番の簡素化、Freight Forwarderと航空会社との直接のデータ交換を禁止、という提案が出された。

(意見)データの誤入力防止にはData Pipelineが有効という意見が出された。

<Domain Chair Sue Probert氏の取りまとめ>

この議論は大きなジグゾーパズルで、出来る部分だけ羽目こもうとしても、接点のどこかでほころびが出る。最初から話し合っって全体像を把握してから始める作業である。

事務局からWTO・WCOとの合同会議が行われ、メンテナンスチームによるIMCOデータの見直し、データモデルの再構築が話し合われていることが報告された。

GS1から、Cross boarderの透明性を高める際、FacilitationをeCommerce platformで実現に尽力していること、選べるコースを増やして利用を促進することで顧客のコスト削減を図ることが報告された。

DomainのVice-chair Sue Probert氏から今後の国連CEFACTの活動予定、Transport & Logistics Domainの活動内容、Project毎の技術的見直しが報告された。

DomainのJerome Besancenot coordinatorからData Pipeline Projectについて説明があった。

(質問)品目コードが欧州は10桁、アジアは6桁だがデータをつなげても大丈夫か。

<=システムで合わせるという回答があった。

(意見)データの連結で関税も大きな障害となるだろう。

(意見)現状ではCEFACTの勧告24を見直すべき。

<=Domain Chair Sue Probert氏がProjectを立ち上げることを約束。

最後にIMOFAL ProjectのProposalが説明された。

26日(木)

終日 Blockchain Conference/Workshop

(背景)

国連CEFACTのBlockchain ホワイトペーパープロジェクトは2017年5月に開始し、現在75名のエキスパートが参加している。プロジェクトは

- ・Blockchain技術がTradeの簡易化と関係ビジネスへの適用に利用できるか
- ・国連CEFACTの現在の成果物がBlockchainのアプリケーション開発者に利用可能なものか
- ・現在の成果物を変えるか、新しい成果物を作るかを判断するのはBlockchainの貿易簡易化に  
関係するアプリケーションを支援する観点にあるか  
を見ていくのがその範囲である。

(今回の会議の目的)

委員会と会議の目的は参加のエキスパートで議論を行い、以下の4点でフィードバックとコメントを得ることにある。

- ・異なるBlockchain間の接続運用の問題
- ・Blockchainとトレード簡易化に関するホワイトペーパーのドラフト
- ・Blockchainスタンダードについてのホワイトペーパーのドラフト
- ・プロジェクトチームと参加エキスパートは、国連CEFACTビューローによって提案された次回の続く  
アクティビティについて議論すること

(議事)

冒頭Domain ChairであるTahseen Khan氏から現在の技術進歩が様々な切り口で生産の現場で生かされるような議論がされていることを期待する、と挨拶した。

「Blockchainとは何か」というビデオが流され、用途に合わせた様々な形態のBlockchainがあることが紹介された。

スロベニアのTadej Slapnik氏(State Secretary, Office of the Prime Minister)がトップダウンでかなり早い時期からBlockchainを導入した経緯、小さい国なので導入が決まれば実装が早い特色を生かせる事情、これからは隣国とのBlockchainを広げていく観点である点などの紹介があった。

国連CEFACTのBlockchain projectリーダーのVirginia Cram-Martos氏がプロジェクトの内容を紹介した。

Blockchainスタンダードのホワイトペーパー制作における各章のコーディネータである以下の3氏によって解説された。このプロジェクト立ち上げには3国支持が必要である。

- ・国連CEFACT Vice-chair Ian Watt氏  
Documentation。
- ・York大学教授 Marek Laskowski氏  
プログラムの言語、Documentationプロセス



・豪州の家庭用品取扱会社 Steve Capell氏

産業別ビジネスFlowへのフォローとデータランザクションについて紹介した。

事例は中国の顧客のケースが多く、中国では急速にBlockchainが利用されていることも紹介された。機密保持の観点からも信頼されている仕組みと考えられている模様。

(質問) 発展途上国が国連CEFACTの勧告に従うメリットは？

(答え) 途上国と言ってもかなりの国がすでにBlockchainを導入済か検討中。近い将来の国際利用を考えると必ず役に立つ。Technical/Political pointの検討は違うが国連の活動で発展途上国援助があって、国連CEFACTの技術支援がPoliticalに必要なならば相談が必要。

(意見) インターネットがない環境の途上国はBlockchainどころではなく、インフラの支援を待たなければならぬが、そんなところとも貿易は行われている。

予定されていたRupert Whiting氏に代わってVirginia氏がSupply Chainとの比較について解説した。Traceability/透明性において、特に発展途上国で問題がある。Blockchainはこの点をより解決しやすいとされることを説明した。

Ronen Mualem氏が海事関係のBlockchainを紹介した。海事の部分はほとんどの国でNSWが導入されている。Blockchainの利用は特に送受金の確認と貨物の引き渡しに利便性を発揮する。貨物情報(危険品)などの伝達スピードも速い。が、利便性は費用との比較が必要となる。

Thierry Grumiaux氏が海運以外の輸送に関するBlockchainを紹介した。情報伝達手段(会社)がなくなると輸送そのものになりたない。Blockchainは個々の輸送のみならず、複数手段の輸送となる場合でも業務に必要な全ての要素を提供出来る仕組みである。商業のみならず、学校、公益の仕事とも統合出来る。

オランダのFrans Van Diepen氏が農業のBlockchainに関する解説をした。農業は生産結果の入力などから物流が始まるが、注文側からも欲しい物の量・品質などの生産・在庫情報を求めてaccessが可能。工業商品ならば直接注文が普通だろう。他に生育(農薬の使用・使用した餌の内容)検疫、罹病など(どこの業界でもそうであろうが)必要な情報の授受が可能。

Tahseen Khan氏がBlockchainのセキュリティ、独立性、法律と相互認識の問題、規制について、解説を専門家2名と共に解説した。

Swisscom社のJorge Alvarado氏がエネルギートレードにおけるBlockchainについて解説をした。国際貿易と同じ使われ方である。

Thierry Grumiaux氏がMusic and Arts分野でのBlockchainについて解説をした。

音楽や本の売手が海外にいる時に使えるシステムである。

Long-Way社のCarlo Salomane氏とCBI社のFabio Sorrentino氏がFinancial ServiceにおけるBlockchainについて解説をした。金融界でのBlockchainの利用はユーザー企業、銀行、などの会社間の情報保護はもちろん同じ企業でも階層間の権限移譲をしっかりとすることが大切になる。

鈴木耀夫氏が旅行業界におけるBlockchainの観光に関するホワイトペーパーについて解説をした。内容は今月号の記事7で紹介致しますのでご参照下さい。

複数間のBlockchainのデータ運用について4氏が解説した。

複数間のBlockchainの接続は現代は出来ないが、いずれは必要になる技術を解説してもらった。

ISOのEric Cohen氏

Blockchainの開発の歴史(WT1/2/3)の解説があった。

・豪州のEnterprise Architec, Steve Capell氏

すでにLeasureの世界で簡単な接続が実施されている事例が仕組みと共に紹介された。

・Web3社のPeter Czaban氏

コンピュータの初期の頃の組成からBlockchainの概要を解説した。

国連CEFACTへの勧告についての議論がVirginia Cram氏の司会で行われた。

本ミニコンファレンスには菅又氏も参加されており、同氏の報告もご参照頂けます。

4月27日(金)

午前 UN/LOCODE Project launch meeting

(背景)

国連CEFACTのLOCODEは

- ① 国によっては数が足りなくなった
- ② 項番4の空港の採番がIATA Codeに変えられるのではないか
- ③ Validateまで最長6か月は長すぎるので、運用も確認すべきである

などの意見が出され、プロジェクトチームを作り検討していく案が提出された。

(目的)

プロジェクトの立ち上げには3か国のHoDの支持が要るが、4月の段階で、フィンランド、トルコ、マレーシアが支持しプロジェクトは成立した。本会議は今後のプロジェクトの運用の方向を決めることである。プロジェクトの最終目的は国年LOCODEの運用のバイブルである勧告16.を変えるか、変えないか、変えるならどこをどう変えるかを定めることである

(議事)

冒頭、議長のSue Probert氏から「11月30日から12月1日に開かれた国連LOCODEの会議には24名が参加した。内容はWebで見られるようになったので内容を確認して欲しい」と挨拶に加え報告があった。

その後の議事はプロジェクトリーダーのAlper KECELI氏の進行で進められた。各国のFocal Pointから様々な要望、改善の要請などが出された。主な物は

- ・フランス、ドイツ、スペイン、イタリアは5桁のLOCODEを使いきって足りなくなっている。フランスには36,000ものコミュニケーションがある。

- ・LOCODEが足りない時は使っていないところを消せば良いのでは(事務局)  
付番担当者は使う頻度まで把握しておらず、事務局案には否定的だった。
- ・現在1～8までの頭振りに0・9を加える(事務局)
- ・5桁はそのままにして、その下に小数点(Child code)を入れる  
(質問) 現存のコードも変えるのか (回答) 変えない。
- ・5桁ではなくもっと増やしたら良い(フランス)
- ・増やすのは反対(スウェーデン) EDIFACT製のシステム改修が大変(事務局)
- ・ユーザーが申請してから、国連に登録されるまで、最長半年はいかにも遅い

これらの議論の中で会議として決まったのは

- ・桁数は5のまま
- ・勧告の変更は総会事項なので、2019年の改訂を目指す
- ・プロジェクトチームに参加するボランティア委員以外にもメール連絡をする。

午後 Closing Session

各 Vice-Chair が、担当した会議の報告を行った。

最後に中国代表団から次回のフォーラム開催地である中国杭州の観光プロモーションビデオが紹介された。



国連欧州本部の中庭からレマン湖を臨む

**<菅又氏の報告内容>** SIPSのホームページから情報を頂いております。

小生は、サプライチェーンPDAおよび手法・技術PDAを中心に参加した。また、IOTの情報収集のためIOTミニコンファレンスを聴講するとともに、日本からのIOT関連プロジェクト提案をサポートするため、eGovernmentドメイン会議に参加した。

1) サプライチェーンPDA サプライチェーン PDA (BUY/PAY) (担当副議長は Raffaele Fantetti (イタリア経済開発省)) は、次の3つのドメインで活動している。Finance and Payment Domain (リーダー: Lillianna Fratini Passi) Procurement Domain (リーダー: Jostein Fromyer) Supply Chain Management Domain (リーダー: Edmond Grey) 今回は、Supply Chain Management DomainのSCRDM (Supply Chain Reference Data Model) Project、Scheduling Project、Finance and Payment ドメインの会議に出席した。

1-1) Scheduling Project 当プロジェクトは、2016年の第26回国連 CEFACTフォーラムにて、日本(自動車部品 業界における中小企業対応)より提案したプロジェクト「CI-SC Scheduling Supply Chain (ジャストインタイム製造プロセス)」であり、欧州の航空機製造組合 (BoostAero International Association) 策定のスケジューリング方式によるサプライチェーン (需要予測 (Demand Forecast) に基づく供給指示 (Supply Instruction)) を、ジャストインタイム方式でも活用できるように拡張することを目的にしている。以来、国内および海外現地取引を対象にした自動車部品メーカーを含む中小企業製造業の業務要件と、欧州航空宇宙業界の新たな業務要件 (Consignment VMIのための在庫消費報告:Consumption Report) につき審議を進め、日本提案部分 (カンバン・プロセス) についてのBIE (業務情報項目) は全てハーモナイゼーションが完了し、国連CEFACT共通辞書2018年B版 (CCL 18A) に掲載されることとなった。CCL18Aは本年5月中には公開される見込みである。よって、今回のフォーラムでは、欧州航空宇宙業界 (BoostAero) のConsumption Reportに関わるBIE 追加提案を中心に議論を行った。Consumption Reportのクラス図が事前に送られていたので、SIPSにおいてクラス図に基づくBIE表を作成し、当該BIE表に基づく追加提案の妥当性につき審議を行った。

また、今後のスケジュールにつき次のように合意した。Consumption Report BIE表Review (BoostAero) ~ End of May/2018 BIE Submission (Editor:菅又) ~ June/2018 BIE Harmonization (Library Maintenance) July ~ October/2018 XML Schema validation (Validator:遠城) ~ December/2018 BIE Publication (CCL 18B) ~ January/2019

次回の電話会議は5月15日 or 5月29日を予定。

1-2) SCRDM Project サプライチェーン参照情報モデルはほぼ完成し、インボイス (CII: Cross Industry Invoice) の実証も行われ、サプライチェーン全体 (カタログ、受発注、出荷納入、請求支払) への展開も、スケジューリング (製造 JIT) を除き完了した。スケジューリング (製造 JIT) の参照情報モデルについては、当該プロジェクト (特に在庫消費報告 (Consumption Report)) の改訂スケジュールに合わせて、新たなプロジェクト提案を提出することとなった。

1-3) 金融業務領域POファイナンスについてはBRS公開レビューが完了し、Publicationを待っている状況。当ドメインは、当面ブロックチェーン白書プロジェクトの金融パートの作成に集中する。

- 1-4) 電子商取引の品質証明 中国(Aribaba)より電子商取引(eCommerce)における電子品質証明プロジェクトについての提案がなされた。eCommerce(特に個人取引)では、少量でバラバラの商品取引が行われており、いちいち品質規制に基づく検査システムを導入するのは現実的ではない。それを解決するための電子品質証明のガイドライン策定プロジェクトについての紹介が行われた。いずれ正式なプロジェクト提案に基づき、担当PDAを決めることとした。
- 2) 手法・技術 PDA PDA担当副議長 Anders Grangard(GS1)のもと、次の3つのドメインが活動を行っている。Specification Domain(リーダー:菅又久直) Syntax Domain(リーダー: Gait Boxman) Library Maintenance(リーダー: Mary Kay Blantz) 本フォーラムでは、Library Maintenanceを中心に審議が行われ、共通辞書CCL18Aおよび対応するXMLスキーマが完成した。それらは、フォーラム後速やかに国連CEFACTのWEBより公開される予定。
- 2-1) プロジェクト 手法・技術グループ管轄の主なプロジェクト進捗状況は次の通り。① 辞書発行フォーマット: CCLの新たな公開形式として、XML4CCTSおよびHTMLが検討されている。課題は、CCTS V2.01で定義されているCore Component(コア構成要素CC and BIE)のメタモデルのレベルがCC/BIEメタモデルの上位レイヤーにあり、XML4CCTS(現在CCTS V3.0ベース)との統合が難しいことにある。現在、ウィーン大学の学生により作業が進められているとの報告があった。② 標準文書ヘッダー(XHE): OASISと共同で現行SBDH標準を改訂しようとするプロジェクト。まずは、SBDH(国連CEFACT標準)とBDE(OASIS標準)の情報項目(BIE)のマッピングが終了、今後必要なBIEをLibrary Maintenanceチームにサブミッションすることとなる。また、XHEのXML Schemaにつき、それぞれ異なるXML設計規則を持っているため、どのような形で相互運用性を確保するかにつき更に検討を進めることになった。
- 2-2) ライブラリ・メンテナンス EDIFACTディレクトリに対し56件のDMR(Directory Maintenance Request)が提出された。- Approved: 6 - Approved with modification: 13 - Rejected: 0 - Withdraw: 国連CEFACT共通辞書(CCL18A)のメンテナンスおよびバリデーションは完了し、合計124メッセージの標準XMLスキーマが生成される。今回の主なメンテナンス領域は次の通り。- 農業(Traceability) - Schedulingプロジェクト(日本提案) - サプライチェーン参照データモデル(SCRDM) - 日本からの中企庁プロジェクトに伴う追加要求
- 2-3) 今後の計画 今後、IoT、ブロックチェーン、eCommerceおよびISO/IEC JTC1 SC32/WG1で開始されたeBusinessプロジェクトにも関心を向けなければならない。次回の電話会議は5月24日および6月21日が予定された。
- 3) IoT ミニコンファレンス  
IoT ミニコンファレンスは、Ms. Ivonne Higuero(Director ECT Division, UNECE)参加のもと、Mr. Tasheen A. Khan(Bureau 副議長)の議長、Ms. Virginia Cran(貿易手続ドメイン・コーディネーター)のリードによりすすめられた。4.3.1 IoT 技術概要 IoT for Trade Facilitation by Ms. Virginia Cran(Domain Coordinator) Enabling Business Application by Ms. Tanya Suarez(BlueSpec Innovation) Process and Data Standards for IoT by Mr. Macro Carugi(ITU) 4.3.2 IoT ビジネスアプリケーション How to make Existing Business Application IoT Ready by Mr. Orkun Erardag(Oracle)

Use of IoT to overcome Trade Facilitation Challenges by Mr. Jens Lund Nielsen (IOTA)  
 Security Issues in IoT by Dr. Josef Haid (Infineon) 4.3.3 技術相互運用性 The use of IoT with  
 Blockchain & Blockchain Smart Contracts by Mr. Aires Marques (Oracle) Big Data and Use of  
 AI in IoT by Mr. Masamichi Tanaka (Uhuru) Social Benefit and Impact of IoT Trade  
 Facilitation by Mr. TzeChen Tu (Foxconn) Role of Government in facilitating Smart Trade  
 using IoT by Mr. Ibrahima Digne (GAINDE2000) Encoding Information in Infrastructure and  
 use of IoT for improving transportation by Mr. Alejandro Badolato (Autodrive Solutions) 4.3.4  
 分野別事例 IoT for Auditors and Accountants by Mr. Eric Cohen (Audit Technologist) IoT &  
 Blockchains combined impact on Trade and Supply chain by Dr. Rabi Shankar (KrypC  
 Technologies) Use of IoT in transportation solution by Mr. Jose Gomez Castano (INSPIDE)  
 以上のプレゼンテーション資料は次の URL よりダウンロードできる。

Conference on Internet of Things <http://www.unece.org/index.php?id=48078>

- 4) Blockchain ミニコンファレンス Blockchain ミニコンファレンスは、Ms. Virginia Cran (貿易手続ドメイン・コー  
 ディネーター) のリードにより、主にブロックチェーン白書の内容紹介が行われた。

#### 4-1) ブロックチェーン白書プロジェクト

White Paper on Blockchain and Trade Facilitation by Ms. Virginia Cran (Domain Coordinator)  
 Standards White paper “Gap Analysis” by Ian Watt (Vice Chair Harmonization PDA), Steve  
 Capell (Enterprise Architect, AU Dept of Home Affairs), Marek Laskowski (Blockchain Lab  
 Director (Schulich School of Business))

#### 4-2) チャプター別プレゼンテーション

Uses in Supply Chain Transparency and Traceability Issues by Mr. Rupert Whiting  
 (Independent Blockchain Consultant) Maritime  
 Use of Blockchain by Mr. Ronen Mualem (Maritime Community Applications, ISRAEL  
 PORTS) Blockchain for Transport and Supply Chain by Thierry GRUMIAUX, FNTR France  
 Agriculture, fisheries and food by Frans van Diepen Security and Authentication for  
 Blockchain by Mr. Tahseen Ahmad Khan (Chapter coordinator, Vice Chair, UN/CEFACT)  
 Government Services by Mr. Raffaele Fantetti (Vice Chair, UN/CEFACT) Blockchain for  
 Energy Trade by Mr. Jorge Alvarado (Swisscom Blockchain AG) Finance Service by Mr.  
 Carlo Salomone, Mr. Long-Way, Mr. Fabio Sorrentino (Consortio-CBI)  
 Tourism Domain by Mr. Akio Suzuki (Japan)  
 Blockchain for Music and Arts by Mr. Thierry GRUMIAUX, FNTR France  
 Blockchain Interoperability (TC307) by Mr. Eric Cohen  
 Blockchain Interoperability (Discussion) by Mr. Steve Chapell (AU Dept of Home Affairs)  
 Blockchain Interoperability (Significance) by Mr. Josh Oakley (Web 3 Foundation)  
 以上のプレゼンテーション資料は次の URL よりダウンロードできる。

Conference / Workshop on Blockchain <http://www.unece.org/index.php?id=48318>

## 5) 人間に関わる IoT データ取扱いプロジェクト

Regulatory PDA, eGovernment Domain 会議において、日本より「Cross Boarder Utilization of Human Related IoT Data」と題し、IoT デバイス (ex. 監視カメラ) により収集される個人情報にかかわるデータの扱い方に関わるガイダンスを検討するプロジェクトの提案が行われた。特に、オリンピック等の国際イベントにおける人間関連データの扱いについて何らかの国際合意が必要であろう事につき出席者の賛同を得た。当プロジェクトは、IoT 白書プロジェクトの一つの章と位置づけ、チャプター・コーディネータとして田中氏 (株式会社ウフル) が推挙された。議論の中で、①IoT データの定義、②人間関係データの所有者、③国際間データ交換における合意などが考慮すべき事項として取り上げられた。今後、まずはIoT 白書の構成と役割分担を検討の上、国連CEFACTのプロジェクトとして提案 (Coordinator: Ms. Virginia Cran、担当 PDA Vice Chair: Mr. Tahseen Ahmad Khan) することが合意された。

以上

### 記事3. 第24回国連CEFACT総会報告

2018年4月30日(月)、5月1日(火)の両日、スイス・ジュネーブにて開催された第24回国連CEFACT総会に参加しました。内容は以下の通りです。

1. **開催期間** 平成30年4月30日(月) 10:00開催  
平成30年5月1日(火) 16:40閉会
2. **開催場所** 国連欧州本部(スイス・ジュネーブ) VII会議室



国連ECEのCEFACT事務局

### 3. 出席者

議長投票参加国：23か国

オーストラリア、オーストリア、カナダ、中国、クロアチア、キプロス、フィンランド、ドイツ、インド、イタリア、日本、ルクセンブルグ、マレーシア、オランダ、ナイジェリア、セネガル、タイ、ウクライナ、UK、ベラルーシ、カザフスタン、ギリシャ、バングラディシュ（Callされた順）

投票権を持たずに参加の国：5か国

ベラルーシ、ギリシャ、ロシア、スペイン、スウェーデン

参加国は合計28か国であり、その他2つの国連機関（国連ECE、UNCTAD）及びその他2つの国際組織（ITC及びAFAC）から合計約40名、並びに国連ECE事務局から7名が会議に出席した。

日本からは以下の3名が出席した。

祁答院 包則 （一財）日本貿易関係手続簡易化協会 業務部業務一部長  
椿 弘次 早稲田大学 名誉教授  
菅又 久直 （一社）サプライチェーン情報基盤研究会 業務執行理事

### 4. 議事内容

議長選出までは、国連ECE ECT Division DirectorのI.Higuero氏が進行役を務めた。



冒頭、国連 ECE Executive Secretary O. Algauerova 氏から、「貿易の伸長及び手続き簡易化が重要。これから選ばれる新議長に期待する。先週のフォーラムでの Contents 毎の活動も評価したい」と挨拶があった。

#### 4-1 議事次第案

事務局提案の第 23 回国連 CEFACT 総会の議事次第案が承認された。

#### 4-2 国連 CEFACT ビューロの議長選任(任期 2018 年～ 2021 年)

議長に立候補したのは、以下の 3 名。

立候補者名	国連 CEFACT での職責	出身国
Tahseen KHAN	Vice Chair	インド
Sue PROBERT	Vice Chair	英国
Ian WATT	Vice Chair	オーストラリア

投票の結果、Sue Probert 氏が議長に選出された。議長選出後、議事は新議長が取り進めた。

#### 4-3 第 23 回総会以降の事案に関する報告

事務局による主な報告は以下の通り。

(国際関係)

- (1) UNCTAD と電子貿易手続き促進についての協業が行われたことが報告された。
- (2) WTO とは Trade Facilitation Agreement を結び、協力体制を明確にした。
- (3) 国連 CEFACT の活動は国連全体として進めている「持続可能な開発・発展のための目標 (SDGs)」に貢献している。

(支援体制)

- (1) CEFACT は国連の各地域に対し貿易効率化についての技術支援協力を行った。
- (2) 国連 CEFACT は Electric Business の分野で ISO (International Standard Organization), ITU (International Telecommunications Union), IEC (International Electrotechnical Commission) との間で協力体制を確認する MoU を締結した
- (3) 国連 CEFACT は各国の要請に応じ SW の貿易効率化を中心とした支援を実施した。
- (4) トレードの簡易化実行ガイドは 2018 年を目途に改訂作業中である。
- (5) 国連の 2018 年から 2020 年の予算が承認され、国連 CEFACT 関係では、事務局スタッフの規模は維持出来るものの、出張費用とアドバイス料が削減された。ジュネーブ以外での催しが難しくなる可能性が出ている。

#### 4-4 事務局による進捗状況の報告

各ドメインの WG から提出された勧告、標準、推奨などの手続きが進められた。これには日本が提案した Business Requirement Cross industry (Supply Chain) Scheduling Process V.2.0 が含まれる。

#### 4-5 活動に関するビューロによる総括報告

アフリカのビューロ Ibrahim Diagne 氏 (セネガル) から、ブルキナファソで WCO のデジタル通関と電子ビジネスの国際会議、ガーナで国際シングルウィンドウの国際会議などが開催されたこと、中央アジア各国

で電子貿易手続きの準備が進められていること、経済が発展途上のアフリカ全体で電子ビジネス、貿易効率化に取り組んでいることが報告された。



左:アジアのライター Urachada Ketprom 氏  
 中:冒頭議事進行役 Ivonne Higuero 氏  
 右:新議長に選ばれた Sue Probert 氏

アジアのビューロ Urachada Ketprom 氏 (タイ) からは、アジア太平洋地域の活動として、以下のような Asia Pacific Council for Trade Facilitation and Electronic Business (AFACT) の組織の説明と活動内容が報告された。

- AFACTでは総会を始め11の活動を定期的に、ほぼ固定化されたメンバーで貿易手続の簡易化と電子化の検討を行う活動を行っている。
- 5月10日から12日にバングラデシュのダッカで総会がある。参加出来る人は連絡して欲しい。

#### 4-6 その他の欧州経済委員会傘下組織ならびに国連CEFACTに関する他の標準化組織の活動

WTO、UNECEの活動の事例、分野が報告された。

#### 4-7 国連CEFACTのとして取り上げられた内容

##### a) 勧告が決議に付された内容

- UN/EDIFACT Directory
- UNLOCODE Directory
- UN/CEFACT Core Component Library
- UN/CEFACT xml schema Library
- 動物トレードにおけるトレースに必要なプロセスの特定
- 漁業における国際交換用語 (FLUX); 「漁獲内容の電子交換データで知られる」ビジネスに必要なプロセスの特定
- 一次自然農産品トレードにおけるトレースに必要なプロセスの特定
- 国際トレードにおけるスケジューリングに必要なプロセスの特定
- 国際トレードにおけるカタログの配布・受領に必要なプロセスの特定
- 国際トレードにおけるデリバリーに必要なプロセスの特定

- 国際トレードにおける発注に必要なプロセスの特定
- 国際トレードにおける見積りに必要なプロセスの特定
- 国際トレードにおける送金に必要なプロセスの特定
- 電子国際貨物受取証(eCMR)取引に必要なプロセスの特定

b) 留意事項として報告された内容

勸奨作成プロジェクト(White Paper)

- White Paper of Paperless Trade
- White Paper on Trusted Transboundary Environment
- White Paper on Data Pipeline Concept for Improving Data Quality in the Supply Chain
- White Paper on Technical Application of Blockchain to United Nations Centre for Trade Facilitation and Electric Business (UN/CEFACT) Deliverables
- White Paper on Women in Trade Facilitation
- Procedure for Reference Data model Artefact Publication

Data Pipelineの説明で表現が前回以前と微妙に違うことが指摘された。

c) その他の成果物

議案書件名:シングルウィンドウ及び他の電子的プラットフォームに関する用語のテクニカルノート

議案書件名:参照データモデルに関する Whitepaper

議案書件名:貿易円滑化のツールとしての貿易金融に関する Greenpaper)

議案書件名:サプライチェーン参照データモデル ガイドライン 留意事項

国連CEFACTの上記の成果物が留意事項として総会に提出された。

議案書件名:電子インボイス/国際貿易インボイスに関する高位者に対するガイド

議案書件名:UN/LOCODEについて高位者に対するガイド 留意事項

議案書件名:電子国際貨物受取票に関する高位者に対するガイド 留意事項

議案書件名:10月14日開催の第4回UNECE会議でシングル・ウィンドウについて協議された内容と  
勸奨 報告事項

議案書件名:2017年4月開催のUN/LOCODE会議の内容 報告事項

議案書件名:UNECE2017年各地域の貿易手続き簡素化とPaperless貿易に関する報告

議案書件名:国連の2017年各地域の貿易手続き簡素化とPaperless貿易に関する委員会の活動報告

議案書件名:国連CEFACT基準の貿易簡素化及び電子貿易コードの利用報告

国連CEFACTの事務局は他の国連機関などと連携して、貿易手続き簡素化とPaperless貿易についての報告をまとめ、総会に報告した。

総会決定事項である16-16(ECE/TRADE/C/CEFACT/2016/2 para64)と17-21(ECE/TRADE/C/CEFACT/2016/2 para 59-61)にフォローするため、UN/CEFACTの成果物がどのように使われるかのサンプルを提示、また(ECE/TRADE/C/CEFACT/2018/Misc1)の報告をした。

代表団は報告をレビューし、討議する機会が提供されたが、レビューは行われなかった。

#### 4-8 国連CEFACTの組織構造と事務手続き等

事務局が「国連CEFACT組織構造と事務手続き等(統合版)」を総会で説明した。

各国の貿易手続き電子化の深度とGDPが非常に連関した傾向にあること、しかしながら途上国の小国のいくつかでは電子化がかなり進んでいるところがあることが紹介された。

#### 4-9 Trade and Transportation Location Code に関する諮問委員会

12月の国連LOCODE諮問委員会の議事が報告された。

また第23回総会で諮問委員会によるTrade and Transportation Locations Code(国連LOCODE)の委任手順が承認され、その後の活動内容・先週の全体会議の内容(勧告16番を見直すべきかどうか、から検討を始めることへの合意)が報告された。

#### 4-10 持続可能な漁獲専門家チームに関する使命、委任事項

2018年1月に実施の会議報告と2018年から2019年の進行プログラムが報告された。また、第23回総会で承認された持続可能な漁獲に関する手順の内容は第92回のUNECE Executive Committeeで微調整された内容が報告された。

#### 4-11 継続可能な漁業についての専門家チーム

第23回総会で設立された掲題チームは漁業関係の用語にはFLUXを使用促進すること、世界規模で持続可能な漁業を目指すことである。この活動は国連のFAO, UNCTAD, ECEなどがおこなうSDG14事業にも貢献している。

活動の規定はマイナーチェンジされ、エクゼクティブコミッティで承認されている。この部分は総会の承認事項になったので、総会で議決したい旨、事務局から要請があった。

尚、欧州委員会の海事局からは委員会の活動に対し、10万ユーロの財政支援が行われることとなり、国連CEFACTはこれに感謝の意を表した。

#### 4-12 貿易円滑化及び電子ビジネスに関するこれからの挑戦

このセッションではITCから技術面の状況、UNCTADからTrade Logicについてのプレゼンテーションがあった。

国連CEFACTはシングルウィンドウ利用促進、国際基準と貿易簡素化会議を含むWTOなどの貿易簡素化合意書の実行を担う重要な役割を負っていること、ブロックチェーンや情報追跡は政府やビジネス、WTOやWCO組織にとって重要度を増していること、国連CEFACTの新たな国際貿易の基準は常に広く意見を集め見直しが続けられていることを評価した。

議案書件名: 繊維製品の環境に関する情報の透明性と、生産に関して社会と人間の健康に対する影響、  
国連が実施している12の持続可能な発展に関する国連CEFACTの貢献  
事務局から先週のフォーラムで議論された議案に関わる内容が紹介された。

議案書件名: 国連CEFACTが「国連の継続する発展目標12」への貢献

事務局から国連CEFACTは「継続する経済発展の2030年の議題」ミッションの実行に寄与する予定であることが報告された。

議案書件名:ブロックチェーンの継続可能な開発目標に関する案件

事務局から、開発については資金とノウハウのない発展途上国への普及も視野において行われるべき、という報告が紹介された。

#### 4-13 その他

代表団から総会として新たな承認をする、またはテークノートする議題は提起されなかった。

各国から寄せられた希望として

- セネガルからは、アフリカ諸国はシングルウィンドウについて国連CEFACTの技術的支援を受けても使い方が分からないことが多いので、供与する内容を国別に区切るのではなく、政府機関などの大プロジェクト、企業向けの中プロジェクト、零細企業や個人向けの小プロジェクトに分けて欲しい、と提案があった。
- 中国からは10月のフォーラムに参加の呼びかけがあった。
- タイからはAFACTなどの国際会議を政府やスポンサー企業なしで運営するのは経済的負担が大きく、また参加者も個別に出張するのは大変なので、他の国連の会議と日にちを合わせて行えば参加者も増える、という要望が出た。

(編集局注) 本件はAFACTの議論の中でまとめられたものである。

これらの要望に対して、事務局からは、今後の運営に反映出来る部分は反映する、とのコメントがされた。

#### 4-14 第24回総会の議事録草案の承認及び決議事項の採択

代表団は第24回総会議事録草案と決議案を一括決議した。

以上

## 記事4. AFACT第36回フォーラム・総会報告

2018年のAFACT Steering Committee(STC)、総会などに出席したので報告します。

**日時**：5月9日(水) から11日(金)

**場所**：Le Meridien Hotel, ダッカ、バングラデッシュ

**参加**：STCに参加したのは日本と台湾(3名)、タイ(3名) 及びバングラデッシュ(2名)。

一部電話会議にイラン(2名) が参加。 計5か国

日本からの参加者は

祁答院 包則 JASTPRO 業務第一部長

菅又 久直 SIPTS 業務執行専務理事

鈴木 耀夫 JTREC 専務理事

田中 幹夫 (株)ジェイアール総研情報システム

の4名。鈴木/田中氏は9日午後と10日はTT&L WG会議に参加。

議題：

### 第一日目 5月9日(水)

STC会議 09:00から昼食休憩をはさみ16:00

#### 1. 恒例の自己紹介は、全員がお互いを知っているので省略された

#### 2. ホスト国の検討

2019年はタイが受託した。省庁の支援で通年通り年2回行う。

2017年Hostの台湾より、eASIA賞は応募から一次選考、最終選考まで4か月かかり、その間忙しい思いをしたので、前広に対処が望ましいとのアドバイスがあった。

参加国を増やすために、大きな会議と並行して行えば、費用が節約されHostの負担も少なくなり、また多くの参加国が見込める、という意見があり、2020年はESCAPがカンボジアで、WCITがマレーシアで行われる予定であることから、両国のどちらかにお願いすれば、周辺のラオスなどからも参加が期待出来るという意見に集約された。バングラデッシュのAli氏が他の経済会議(アソシオ)の同僚で懇意にしているマレーシアの人に働きかけてみると発言があった。

2021年は開催に意欲がありながら、選挙の年は国内事情で開催が困難、というインドに依頼出来る予定と台湾が報告した。

#### 3. Permanent Secretariat問題

2012年にPermanent Secretariatとなったイランはその後、国内事情もあって義務付けられている総会に参加が出来ずにいる。この間、参加国との意識の共有が十分とは言えず、運営skillを磨くことが難しく、2016年のYear Bookの発行や現在も続くWebの保守に遅延が出ている。さらには今回のようなフォーラム・総会の開催に経験のない国がHostをする時に指導力が期待される立場なのに、機能しなかった。

昨年の総会では、この事態を「懸念する」ことが確認されたが、状況は変わらなかったため、今年は「現状確認書」の提出を依頼、回答を待って10日の総会で対応を図ることとした。

STCの態度は少し強硬では、という意見もあったが、事態を変えるためにはやむを得ないことで意見が一致した。

イランの事情が変わらない場合、Permanent Secretariat の解任と他国への任命替え、またはイランの事情をおもんばかって、新たにWorking (Operating) Secretariat 職を設けることが提案された。

また、イラン問題とは別に、2年置き/eAsia賞、Year Bookに従事した経験のある前々年度Host国に引継ぎを兼ねた指導をお願いする提案が出された。

#### 4. STCメンバーの定員増加

AFACTのBylawsでは、STCメンバーの定員は12名、内HoDからは3名が選ばれる規程になっている。現在はインド、韓国、イラン。

2017年は前年Host枠でSTCメンバーだった日本が、2018年に外れてメンバーではなくなるため、台湾からCoreなメンバーの日本が外れることは避けたい、との提案があった。日本は、STC活動を続けることは承知するが、この規則では来年度台湾がメンバーから外れるのでこれを避ける方策が必要と提案した。

現在のメンバーでHoDの活動が休止状態の韓国、イランを外すことも検討したが、今後も出来るだけ多くの国の参加を求めるため、Bylawsを変えて定員を増やす方向で一致した。

Bylawsの変更は総会決議事項で、20か国の参加国があるAFACTでは現状、総会成立の過半数の出席要件を満たさないことから、10日の総会ではSTCの推薦事項というコメントを各国にメールを出して同意を求める案を議題とすることとした。

#### 5. 国連CEFACT総会の報告

タイのUrachada Keptron氏より、国連CEFACT総会でアジア太平洋地域のラポーターとしてAFACTの活動を中心とした内容の報告を行ったことが紹介された。(内容は国連CEFACT総会報告の通り)。

バングラディッシュから、「自分たちも国連CEFACTの活動に積極的に参加したいが、現状では人手がない。上層部と掛け合って新たに専任のOfficerを配置するには、自分たちは他国と比べてどれ程貿易手続きの簡易化・効率化に遅れており、競争力を失っているかのデータが欲しい」との発言があった。



**BDC・TMC 合同会議 16:00から18:00まで****1. Cross borderの簡易化プログラムの実行**

台湾ではプログラムが完成し、関係部署との接続実行を検証中で、具体的な進捗は報告出来ない。  
中国では複数の地域で開発が併行して進んでいる。

国連CEFACTのeCommerce WGでアリババが、昨年Project立ち上げに反対された経緯を踏まえ、対象範囲を狭めて、なるべき多くの事前準備をしないSmart Productの立ち上げを行うことが報告された。

台湾は自分たちのプログラムを他国に展開するため、タイにMarketのService Providerを探す様依頼した。ベトナム、マレーシアでも展開の予定。日本の実態を質問され、菅又氏から楽天がアマゾンのPlatformで、業務提携もおこなっている、と回答した。

アフリカの富裕層が増えていることを踏まえ、中国がアフリカ進出を開始した模様。

台湾の狙いとしては、こうしたシステムの運用会社は小規模なものが多く、倒産リスクがあるため、Platformを複数起用しようとする動きに割って入ることに期待している。

**2. ePhytosanitary Certificate Project ; SW for Agricultural Certificateの一環**

タイでは検疫当局と相談しながら、国連CEFACTのStandardで作ったモデルを開発。を行っている。既にシステムは完成して、現在は税関など関係先とMapping中。電子化によって今までの紙使用の場合と少しだけ違う入力項目が発生した。

インドでも同様のProjectが進行している。

国連CEFACTでは数年前にeCommerceのくくりでProjectが終了しているので、CEFACTのProject化とするのは難しいと思われるが、Agricultural WGレベルでeQualityの範疇でのProjectに出来ないか、検討する予定である。

**3. TMCの最新の状況**

(Cross border簡易化でコメントあった) 中国の範囲を限定したProjectの内容が説明された。

日本の、人の情報を伴う国境を越えたIoTデータの扱いについてのプロジェクト提案を提出した。

日本の自動車関連製造業と欧州の航空宇宙業界で進めているJust in Time製造Processは、最後に残された在庫消費レポートにつき、6月にSubmission、7月か8月にHarmonizationの予定であることが報告された。

ビジネス文書ヘッダーにつきOASISと国連CEFACTの規格の違いが説明され、AFACの技術者が興味を持って質問を繰り返した。

**第二日目 5月10日(木)****1. TT&L WG 09:00から昼食をはさんで16:00**

(詳しい内容は鈴木耀夫さんからの通期のレポートをご参照)

バン格拉ディッシュからは業者4～5名の参加があり、同地の事情を詳しく報告していた他、夜間専門学校に通る女子学生が、興味があるからと参加していた。

**2. 休憩時間のSTC事項協議**

イランから昨日のSecretariat問題について、2019年Chairにメールが入り



- 1) ご迷惑を掛けて申し訳ない。
  - 2) イランも今回の AFACT に参加の予定だったが、出国手続きが間に合わなかった(編集部注:今回はバングラディシュの事情で開催予定日がなかなか決まらなかったのは事実だが、欠席は5年に及んでいる)
  - 3) 引き続き Permanent Secretariat を務めたい
  - 4) 2019 年の Host を行う準備がある。
- という内容の返答だった。

これに対する対応が STC メンバー間で個々に意見が交換され、明日の総会での対応協議を行った。

### 3. E-BUSINESS SUMMIT & AFACT 16時から21時

2019 年 Chair が上部組織から補助金を得て、共済の形としたビジネス会議に参加し、冒頭、AFACT から4名が以下の演題と内容で講演をした。

- ・ 楽以媛氏 (Dr. Eva Yueh 台湾)  
Digital Trade and the Issues Involved  
システム化をする上で考慮すべきこと
- ・ Mr. Supachok Jantarapatin (タイ)  
Thailand Digital ID project  
タイの金融キャッシュレスシステム
- ・ 菅又久直氏  
UN/CEFACT standards applied in cross border trade facilitation in line with Bangladesh's signing Framework Agreement on Facilitation of Cross-Border Paperless Trade in Asia and the Pacific  
国連 CEFACT 基準で Trade Facilitation を実施すべき必要性和留意すべき内容
- ・ 祁答院包則 日本 NSW NACCS の紹介  
NACCS センター様のご了解を得て、頂いた資料の一部をユーザー目線で解説

また、来年の AFACT がタイで開催されることが報告され、タイの代表団から Urachada Keptron 氏が壇上に招かれ挨拶した。



**第三日目 5月11日(金)****AFACT総会 10:00から14:00**

アジェンダに沿って議論され、議決された内容は以下の通り。

## 1) 2019年以降のHost

イランが2019年Hostを名乗り出たが、これから政府と相談して決めることであり、現時点では予定がつかない。STC議決の通りタイで実行することで決定した。

2020年はWCITが開催されるマレーシア、2021年はインドを第一候補とし、イランはバックアップとして考えることが確認された。

一方で、イランにはAFACT活動への協力表明に感謝して引き続きPermanent Secretariatをお願いしつつ、開催場所で出来るだけ多くの参加国を求めていく方針を説明して、Host国の決定方針に理解を求めることとした。

## 2) STCメンバー数

STCで議論された内容以外に、実質的にはAFACTの中で最も活動が活発なTT&L WGからもCommittee Memberを出すべき、という意見が出され、承認された。

STCメンバー構成と定員はBylawsの変更手続きが必要なため、本件も各国HoDへの電子メールによる議決を行うことが確認された。

## 3) 各部会、WGの活動報告

各リーダーからの報告を書面で受けることで、活動報告に替えることとした。



以上

## 記事5. 平成29年度JASTPROセミナーの様様 平成30年度 JASTPROセミナー開催のご案内

平成30年2月22日（金）、TKP東京駅日本橋カンファレンス・センターにおいて、外務省の元経済連携協定交渉官の栗山淳様を講師にお迎えし、「メガEPAの動向 - TPP11と日EU・EPA」と題したご講演をいただきました。ご講演は、約2時間半にわたり、前半部分に「メガEPAの動向」、後半部分に「TPP11と日EU・EPA（原産地規則の観点から）」、その後、質疑応答が行われました。当日は、小雨の降るあいにくの天候でありましたが、約150名もの多数のご参加を得ることができ、盛況のうちにセミナーを終えることができました。



左から、  
司会進行役の古内庶務室長、菊川専務理事及び栗山講師



当協会菊川専務理事による  
冒頭挨拶

本セミナーでは、TPP及び日EU・EPAの双方の原産地規則交渉の交渉官として困難な交渉をまとめ上げた栗山講師ならではの話を伺うことができました。写真は、左上が熱弁をふるわれる栗山講師。右下が講演終了後に熱心に質問に対応される栗山講師。下は講演中の栗山講師。



平成30年度 JASTPRO 主催  
『EU 貿易救済法制及び BREXIT セミナー』開催のご案内

平成30年度の JASTPRO セミナーを下記のとおり開催することとなりました。今回は、Chambers、Legal 500、Who's Who Legal 等において、EU 貿易救済法分野でトップ・ランクの弁護士に選ばれている Edwin Vermulst 博士と、同僚の弁護士（パートナー）の Folkert Graafsma 氏の訪日を機に、セミナーを開催します。欧州の著名な通商法弁護士による解説は、EU の貿易救済法制と BREXIT について現状を理解し、疑問点を晴らす良い機会です。

つきましては、賛助会員様を始めとする関係団体等に対しご案内をさせて頂いております。多くの皆様にご来場いただきますようお願い申し上げます。

## 記

日 時： 平成30年7月2日(月) 午後1時～4時

会 場： 学士会館 第210号室

最寄駅： 神保町駅(都営三田線、都営新宿線、東京メトロ半蔵門線)  
A9出口徒歩1分;竹橋駅(東京メトロ東西線)3a出口徒歩5分  
〒101-8459 東京都千代田区神田錦町3-28  
電話：03-3292-5936(代表)

講 師： Edwin Vermulst 弁護士 VVGB Advocaten (注1)  
Folkert Graafsma 弁護士 VVGB Advocaten

演 題： 「EU 貿易救済法制・実務 及び BREXIT が我が国の輸出・投資に与える影響について」

定 員： 150名

先着順で受付け、定員になり次第、締め切らせていただきます。定員超過後のお申込みに  
ついては、その旨をご連絡いたします

後 援： 日本貿易振興機構(JETRO) (予定)、日本商工会議所・東京商工会議所(予定)、  
日本関税協会、日本通関業連合会

言 語： 英語。日本語の同時通訳あり(注2)

参加費： 無料

(注1) VVGB Advocatenの詳細は、[www.vvgb-law.com](http://www.vvgb-law.com)をご参照下さい。

(注2) 同時通訳のご利用を希望される方は、別添申込用紙に「同時通訳用のレシーバーをご希望」の欄  
にご希望の数を記入していただければ、JASTPRO からの返信用メールにレシーバー登録(整理)  
番号を記載の上、返信いたします。

## 【申込方法】

ホームページ・トピックスに掲載されている「平成30年度JASTPRO主催『EU貿易救済法制及びBREXITセミナー』開催のご案内」の別添「申込書」の必要記載事項を、

- ① seminar2018@jastpro.or.jp 宛てのメールに直接記載してお送りいただくか、
- ② 「セミナー申込書（ワード版）」に必要記載事項をご記入の上、同メールアドレス宛てメールに添付してお送り下さい。

【申込期限】 平成30年6月20日(水)

## 学士会館へのアクセス



## 学士会館

〒101-8459 東京都千代田区神田錦町3-28  
TEL.03-3292-5936 (代表)

## 記事6. 国連CEFACTからのお知らせ

### 6-1 22 May 2018:

This is to announce a 60-day public review of the Whitepaper on technical applications of Blockchain to UN/CEFACT deliverables. Please use the Public Comment Log provided to facilitate the preparation of a Disposition Log by the Project Team. Comments are welcome using the appropriate template on or before 21 July 2018.

### 6-2 22 May 2018:

Following a small reorganization of Domains, the UN/CEFACT Bureau is happy to announce a call for additional candidatures for Domain Coordinators for the following groups: the TFIG Focal Point, the WTO-TFA Focal Point, the International Supply Chain Orchestration Focal Point, the Insurance Domain, the Cross-Border Management Domain, Project Review and Support Focal Point, Communication Team Focal Point.

The Bureau nominates domain Coordinators and Focal Points for a period of two years, renewable. The Terms of Reference of Domains and Domain Coordinators are available.

If you are interested in proposing your candidature. Deadline for submissions is 24 June 2018.

### 6-3 14 May 2018:

The UN/EDIFACT directory version D.18A has been validated by the Validation Focal Point and approved for publication. It is now available for browsing in the UN/EDIFACT section of the UN/CEFACT website and can be downloaded from the UN/EDIFACT Directories.

The Core Component Library (CCL) D18A and XML Schema D18A have been validated by the Validation Focal Point and approved for publication. They are now available on the UN/CEFACT website.

### 6-4 10 May 2018:

The 24th Plenary session of UN/CEFACT took place in Geneva on 30 April and 1 May 2018. The meeting gave an opportunity to UN Member States to review the work carried out by UN/CEFACT since the 23rd Plenary session. One of the main objectives of the meeting was to elect a new Chair for UN/CEFACT for the period 2018-2021.

The Plenary elected Ms. Sue Probert (United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland) as the new Chair of UN/CEFACT. Ms. Probert has already served as a Vice-Chair of UN/CEFACT in charge of the SHIP PDA, as well as Vice-Chair of the Forum Management Group (in the previous structure) and has been a very active expert within UN/CEFACT for over 25 years.

以上

## 記事7. 国連CEFACT Blockchain Conference/Workshopでの Travel/Tourism Domainの報告から

NPO 法人観光情報流通機構 専務理事 鈴木 耀夫

Blockchain Conference/Workshopが、UN/ECE本部(ジュネーブ)で本年4月23日から始まった第31回国連CEFACTフォーラムの中で、100人をこえる熱心なExpertsが集まって朝から夕方までの丸1日間開催された。これは同フォーラムの活動であるBlockchain White Paper Projectの中間成果報告会でもあるが、私はTravel/Tourism Domainを代表してこのProjectのメンバーとして活動を行ってきたと同時に、今回その成果を報告する機会があったので、以下にこの時の報告内容を中心として述べることにする。

### 1. Blockchain White Paper Projectとは

Blockchain White Paper Projectは昨年4月から始まったBlockchain対応のProjectである。Blockchain技術が仮想通貨(Cryptocurrency)での応用から、一般の電子商取引にも活用できる可能性が見えてきたことで、今後の国連CEFACTの活動に大きな影響が出るということが考えられたことで始まった。ここでは世界各地で立ち上がりつつある実使用或いは試行の実態を先ず調査して、その中から今後の方向を探っていくものである。作成に当たっては利用可能な基本技術とは何かという技術編と、世界の中での各業界の動きを調査しそれを中心としてまとめた利用編とに分かれる。

### 2. Tourism業界の旅行者の現状

国際観光は年々大きく進展を続けていて、国連WTO(World Tourism Organization)の2016年の報告では、国際入込客数では12億3千5百万人で過去7年間毎年約4%の伸びを示しているとのこと。このことはその需要を賄うコンピュータシステムが必要であり、これまで最新の情報化技術を活用して対応してきたといえる。

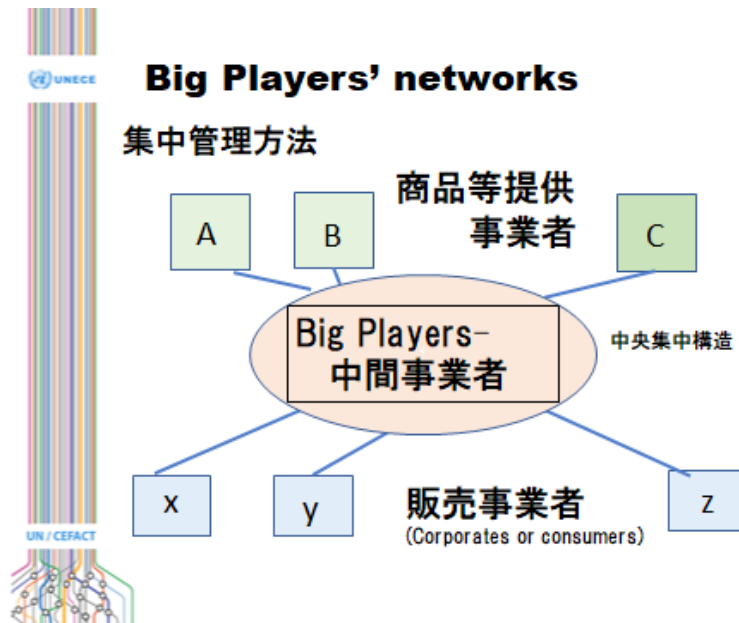
### 3. 世界規模のBig Playerの出現

このような中でTravel/Tourism Domainでは、国際航空、国際チェーンホテル、国際レンタカーを対象としたAmadeus、Sabre、Travelportという巨大国際ネットワークであるGDS(Global Distribution System)群や、世界のホテルを主とした対象のPriceline、Expedia、Booking Groupというこれも巨大な国際ネットワークであるOTA(Online Travel Agent)群が目覚ましい活動を展開していて、しかも益々の拡大を続けてきている。これらが対象とする商品は、このネットワークを利用しないと国際的な販売が難しいと言われるような状況にある。この点では国際規模で大手寡占状況になっていて、新たなビジネスの参入者にとっては大きな壁となって存在している。使用する情報技術では、国連CEFACTの前身である国連EDIFACTがTravel/Tourism Domainで始まったのは、1980年代の初め頃であるが、このGDS群が立ち上がる時に対象とした商品群の事業者が、Travel/Tourism Domainの標準化活動に集まり、国際販売する目的で作業が推進され、その成果が使われて今日にまで至っているものである。OTA群の時代に入るとEDIFACTのSyntaxから、XML(eXtensible Markup Language)に変わり利用されている。このような巨大ネットワーク化に成長できたのは、その裏で標準化活動が行われたことが生きているといえる。なお、こ



れらBig Playerのネットワーク構成は以下のものである。

図1 Big Playerのネットワーク構成



#### 4. Travel/Tourism Domainの課題とその対応

このような中でもTravel/Tourism Domainが抱える大きな課題があり、それらを列挙すると以下のようになる。

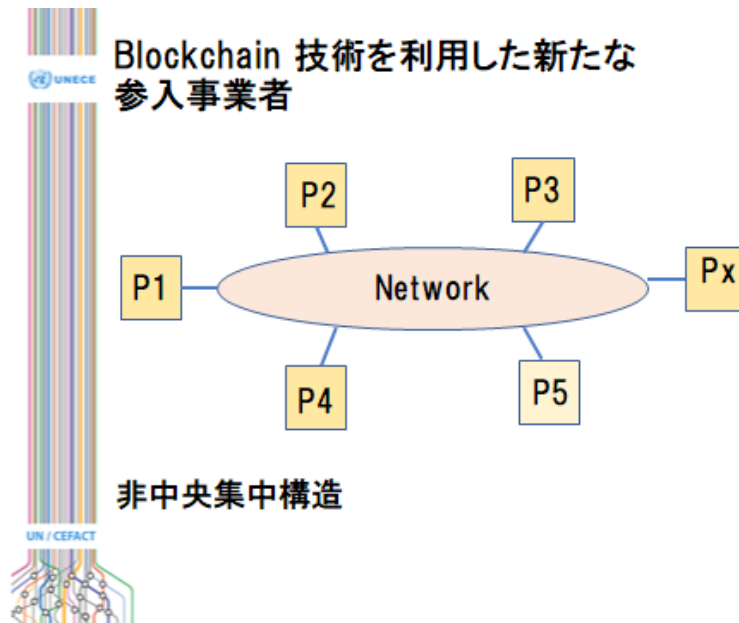
- 1) Big Playerの持つネットワークによる商品販売手数料が極めて高額である。
- 2) Big Playerを使用しない地域旅行商品群(膨大な量が存在する)が、有効に国際市場に提供できる方法が欠けている。
- 3) 手数料等の少額の支払いを企業等が実行する有効な方法がない(特に国際間の決済になると一段と難しくなる)。
- 4) 顧客情報を含めた個人情報の安全な扱い方が欲しい。
- 5) 旅行商品の流通市場に新たに参入することが難しい。
- 6) 消費者の意見が有効にかつ歪なく集められる方法が必要である。 等々

これら課題に如何に対応するかを考えると、その回答としてBlockchain技術の存在が見えてくる。

#### 5. Blockchain技術を活用したネットワーク構成

Blockchain技術の持つ特徴を生かしたネットワーク構成は以下のような図になる。この図の中のPxは、商品提供事業者や販売事業者或いは消費者を示すものであり、ネットワークの中では対等に位置づけられる。そしてネットワークは集中した管理が無くまた集中したデータベースを持たない構成になる。

図2 Blockchain 技術を利用したネットワーク構成



## 6. Winding Tree とTUIの実用例

Blockchain 技術を活用した取り組みは、国際的には既に多く存在するが、その多くは開発中であつたりまた試行実験中であつたりで、実用に供している例はまだ見えていない。そのような中から特徴ある例として「Winding Tree」と「TUI」を取り上げる。それぞれの特徴は以下のものである。

### (1) 「Winding Tree」の例

- ・これはベンチャーによる取り組みで、Big Playerでの経験もある技術者等が集まって新たな流通をBlockchain 技術により実現しようとするものである。
- ・基本的には観光情報や商品（ホテル、航空券、ツアー、レンタカー、各種体験活動等）を対象とした流通基盤を構築する。
- ・利用者である商品提供者や購入者にその基盤をPublic型で提供する。利用は小規模の事業者でも可能である。
- ・基盤の提供に当たっては商品を予約する時の少額のトランザクション費用のみである。
- ・使用するBlockchainの基本技術は、当初はEthereumを使用しその後順次他の技術にも対応する予定である。
- ・システムやネットワークの開発及び保守運営にかかわる費用は、同社が発行する仮想通貨Lifトークンで賄う。
- ・現時点ではシステムの開発中の段階である。

### (2) 「TUI」の例

- ・この企業はドイツの大手観光事業者で、自社でホテル、クルーズ船、航空機を所有し、また旅行会社やツアーオペレータ等をグループ会社として持つ極めて大きな企業である。

- ・Blockchain技術により同社の持つホテル等の商品の予約や支払い業務に利用する予定である。このことでコスト削減と収入増を意図している。
- ・Blockchain技術の利用はグループ企業群を含めた自社の中の利用でPrivate型である。
- ・使用するBlockchainの基本技術は、Smart Contractの使用を意図して、Ethereumを利用する。
- ・現時点ではシステムの開発中の段階である。

## 7. Travel/Tourism Domainでの将来予測

既存のBig Playerが更に大きくなるのか、Blockchain技術を背景とした新たな事業者が誕生しそれが伸びてくるのかは、目下の段階では予測が難しい。しかし現在抱えている課題を解決する動きは必ず出てくると考えられるので、遠からずの将来には中央集権構造と非中央集権構造の競争になるものと考えられる。この中でより多くの消費者を確保した方が勝者となってくることが考えられる。

## 8. 国際標準化活動の重要性

時代の要請で新たな旅行関連商品や情報が生み出されてくると共に、その提供者と販売事業者（消費者も含む）との市場構成では、今後必然的に国際ネットワークの下で機能する必要がある。ネットワークが大きなものになるためには、扱う情報とその取り扱い方法での標準化が必要になる。幸いに国連CEFACTでは過去通算で40年を超える活動を通して蓄積したデータや処理プロセスがすでに膨大に存在しているので、それを基にして必要な項目の追加修正で利用することが最も効果的な取り組みになると考える。今後は標準化活動は当たり前のこととして取り組むことになるものと考えられる。

## 9. 終わりに

この報告は国連CEFACTフォーラムのTravel/Tourism Domainで活動する国際Expertsの協力により作成されたものである。私がDomain Coordinatorとしてその取りまとめを行ったが、私のBlockchain技術の理解の不足による誤りがあることが考えられる。また実態調査が不十分なところ等についても忌憚のない意見をいただければ幸いである。協力をいただいたTravel/Tourism DomainのExpertsの皆様には感謝を申し上げますと共に、新しい時代を見ながら彼らExpertsと国連CEFACTフォーラムで活動を継続していくこととしたい。

以上

## — 協会ホームページのリンク集のご案内 —

<http://www.jastpro.org/link/index.html>

当協会のホームページのリンク集には、当協会の活動にご興味を持たれる方や日本輸出入者コードの利用者の方々のご参考として関係諸組織・団体ホームページへのリンクを下記の分類で掲載しておりますのでご活用下さい。

- ▶ 当協会に関係する我国の官公庁・公的機関(独立行政法人を含む)
- ▶ 輸出入関係手続きに関係する業界団体等
- ▶ 貿易簡易化や電子商取引の標準化組織・団体(国内)
- ▶ 貿易簡易化や電子商取引の標準化組織・団体(海外)
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化に関する国際機関
- ▶ 日本財団、公益財団法人JKA

---

JASTPRO 第44巻 第2号 通巻第473号

---

・禁無断転載

平成30年5月31日発行 JASTPRO刊18-02

発行所 (一財)日本貿易関係手続簡易化協会  
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号  
八重洲第五長岡ビル4階  
電 話 03-3555-6031(代)  
ファクシミリ 03-3555-6032  
<http://www.jastpro.org>

編集人 菊川 正博

---

本誌は再生紙を使用しております。

## — JASTPRO広報誌電子版のご案内 —

電子版は、当協会ウェブページのお知らせ欄にてご覧いただけます。

<http://www.jastpro.org/topics/index.html>

掲載通知をご希望の皆様には、メールにてその旨ご案内申し上げますので、ご希望の方は毎月20日までに次の内容を下記のE-mailアドレスにお知らせくださいますようお願いいたします。

- ▶ ご所属の組織名称
- ▶ 所属されている部署
- ▶ 申込者氏名
- ▶ 連絡先電話番号
- ▶ 送達をご希望のメールアドレス

### 【ご連絡窓口】

(一財)日本貿易関係手続簡易化協会

業務部 業務一部長 祁答院(けどういん) 包則

E-mail address: [gyomu\\_dept@jastpro.or.jp](mailto:gyomu_dept@jastpro.or.jp)

**J**apan  
**A**ssociation for  
**S**implification of  
**T**rade  
**PRO**cedures